

平成22年五條市議会第3回9月定例会（第2号）

日 時 平成22年 9 月9日（木） 午前 10 時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	太田好紀	<p>1 十津川村の消防事務受託について</p> <p>(1) 十津川村からの消防事務受託の1年前倒しの要望に対する経緯と五條市の対応について</p> <p>(2) 1年前倒しにおける五條市の消防体制について</p> <p>(3) 100人体制の消防職員の拠点となる消防庁舎建設について</p> <p>2 国民健康保険について</p> <p>(1) 国民健康保険税の改正について</p> <p>3 参議院議員通常選挙について</p> <p>(1) 榮林副市長が公示後に選挙運動をしていたことについて</p> <p>4 ヤマト五條市特選農産物ののぼりについて</p> <p>(1) のぼりを作った経緯について</p> <p>5 市立五條保育所にあった桜の木の伐採について</p> <p>(1) 随意契約について</p> <p>(2) 業者の選定について</p> <p>6 奈良県・市町村長サミットにおける南和医療等に関する協議会について</p> <p>(1) 今後の県立五條病院に対する市長の見解について</p>	<p>市長・消防長</p> <p>市長・消防長</p> <p>市長・消防長</p> <p>市長・副市長 部長</p> <p>市長・副市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
2	堀川 浩美	1 奨学金制度について 2 市立二見保育所の来年度入所児童の募集について 3 農産物の増産と加工に対する取組について	部長 部長 部長
3	峯林 宏政	1 福祉行政について (1) 花咲寮の建て替え計画について (2) 花咲寮の指定管理者制度への移行について	部長 部長
4	山口 耕司	1 乳幼児の髄膜炎を予防するヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの公費助成について (1) 助成の内容と周知の徹底について 2 新たな公共交通の取組について (1) コミュニティバス運行の目的について (2) 公共交通計画の進ちょく状況について 3 スクール・ニューディール基本構想について (1) 本市の取組について (2) 校庭、園庭の芝生化に向けての取組について 4 高齢者・障害者にやさしいJR五條駅の改築について (1) 本市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）のとらえ方について (2) 駅舎改築に向けて本市ができることについて	部長 部長 部長 教育長 市長・教育長 市長 市長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
5	田原清孝	1 市長の施政方針について (1) 新金剛トンネルについて (2) 市立二見保育所について	市長 市長
6	山田澄雄	1 市長の政治姿勢について (1) 市政に対する考え方と今後のまちづくりについて	市長
7	藤富美恵子	1 高齢者の所在確認について 2 市立小・中学校のエアコンの設置について 3 市営墓地（新墓）の駐車場等の整備について 4 国民健康保険の保険税の改正について 5 市長の政治姿勢について	部長 教育長・部長 市長・部長 市長・部長 市長
8	大谷龍雄	1 高効率ごみ発電施設を切り離れたバイオスタウン施設の検討について (1) 高効率ごみ発電施設の問題点と計画の中止について (2) ごみ分別収集の一層の推進と発電を含まないごみ焼却施設の確保について (3) 五條市の実情と必要性に基づくバイオマス施設の検討について (4) みどり園の協定書に基づく更新等に関する協議について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大谷 龍雄	<p>2 自然エネルギーを活用した発電とその利用及び売電について</p> <p>(1) 太陽光、水力、風力を活用した発電について</p> <p>(2) 利用と売電について</p> <p>3 多発する災害から市民の生命と財産を守る消防庁舎の今井予定地への早期建設について</p> <p>4 五條市及び吉野郡の医療充実を目指す奈良県・市町村長サミットの対応について</p> <p>5 二見地区における保育行政の充実について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p>

本日の会議に付した事件

山田澄雄議員の一般質問まで

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長

庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	教育部長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長	副市長	市長
上	菊	福	新	土	福	谷	樫	窪	辻	森	櫻	森	下	吉	赤	榮	吉
	谷	塚	井	井	井	口	内		本	本	井	本	村	田	井	林	野
孝	眞	勝	健	祥	純	幸	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	辰		勝	晴
男	宜	彦	夫	嗣	二	雄	吉	秀	司	弘	三	三	次	雄	猛	美	夫

川
西
敏
美

午前十時二十六分再開

○議長(川村家廣)おはようございます。

この際申し上げます。本日の会議は午前十時開会の予定でしたが、午前九時から開催いたしました議会運営委員会です市長から提出議案の一部訂正及びその説明などのため、開会時間が遅れましたことを御報告申し上げます。

ただいまから、去る六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

山田澄雄議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長(川村家廣)本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長(川村家廣)日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

本日、会議規則第百五十条の規定により堀川浩美議員及び山口耕司議員から資料配付の申出と、太田好紀議員から資料の掲示の申出がありましたので、それぞれ許可しております。

議員各位には去る八月三十日の議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、一般質問はすべて新たに設置いたしました質問席から一問一答方式

事務局次長	乾	旬
事務局係長	笹	谷
事務局主任	馬	場
速記者	柳	ヶ
	瀬	五
		美
		美
		子
		豊

により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁はすべて自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長(川村家廣)初めに、五番太田好紀議員の質問を許します。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀質問席に〕

○五番(太田好紀) 皆さんおはようございます。

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず冒頭に、市長の任期もあと半年となつてまいりました。就任より約三年半、市民の皆様より市長に対する賛否両論の声を聞くわけがありますが、市長は就任当初から今まで、議会との対立姿勢を崩さず、議会の批判を繰り返してきましたが、最近では各地域のタウンミーティングの場においても、議会被批判されていると聞いております。

私は市長というものは議会の批判をするのを繰り返すよりも、まず自分自身が五條市の顔であり、五條市政を束ねる長であるということの自覚をしっかりと持ち、対立ではなく、対話の姿勢で相対するべきであると考えます。「立つ鳥、跡を濁さず」という言葉があります。市長と議員は共に市民に選ばれた代表である。二元代表制という基本に立ち返り、残された任期を汚すことなく全うしていただけたらと思います。

それでは一つ目の質問に入らせていただきます。

まず一つ目は、十津川村の消防事務受託の件であります。これにつきましては、昨年の二月十六日の総務文教常任委員会において、十津川村消防事務受託の実施計画の説明を受け、昨年九月議会において承認をいたしました。その内容は実に理解と納得のできる説明であったと記憶しております。

内容につきましては、平成二十五年四月の消防広域化を前提に決定をしていくとすれば、二段階に分けて常備化するのがベストであると述べられています。第一段階としては、平成二十三年四月から五條市消防本部の大塔分署を活用し、分署から約三十分の十津川村管内を管轄し、消防団、消防水利を除く各種災害に対処し、ほかの地域においては従来の方法で十津川村が対処する。ただし、予防危険物事務については十津川村全域をカバーするものとする。

また、人員配置計画においては、消防職員は採用を行っても約九箇月間消防学校に入学し、基礎教育を受けなければならないから平成二十二年から三年間に分けて採用を行う。第一段階としては、平成二十二年度では十五名を採用、第二段階では十六名。この十六名については二年間に八名ずつ分散して、となっていました。このように十六名を採用することを基準とするとなっております。

このように五條市の現状を踏まえた中で、五條市・十津川村の両地域の消防事務を円滑に遂行できるよう平成二十五年一月からの完全運用に向けての計画を議会は承認したわけであります。

さて、消防事務受託で一番重要である、消防職員補充のための採用についてであります。平成二十一年度では十七名が採用され、二十二年度で八名とプラス退職者の補充職員が二名の計十名、二十三年度では八名と、段階的に動員をしていくことになっていたのが、今回の理事者側から打ち出された計画では採用を一年前倒しすることとし、二年間で採用するはずの職員十八名を今年度一年間だけですべて採用することとなり、本年と来年の二年間で三十五名の職員が採用され、来年四月で五條市の消防職員は一気に百名となります。

近隣自治体との行政間の協力は必要不可欠であり、十津川村の早期に前倒しをという要望については一定の理解はできます。しかしながら消防署の特殊な勤務態勢の中で、特に知識と経験が求められる消防職員百名のうち、全体の三分の一の職員が経験未熟な新人となり、ベテランや中堅の職員が多くの人を指導しながらの勤務を強いられることとなります。

五條市民の生命と財産を守るということに併せて、十津川村の村民の皆さんの生命と財産を守っていかなければならないのであります。引き受けたからにはその責任は五條市にあります。実際にスタートしてから何かあっても、受入態勢に無理があったでは済まされません。まず、態勢を十分に整えることが重要ではないでしょうか。

私は受入態勢が十分とはいえない中、拙速に計画を前倒しすることに大変不安を感じているところであります。

人間の生命と財産の大切さはだれもが認めることです。もちろんそれは十津川村民も同じです。しかしそのことと五條市の負担や不安が大きくなることは議論するステージを変えなければなりません。まずは五條市民の安心と安全を確保できるだけの態勢を整備し、ハード・ソフトの両方が充実してこそ十津川村民の負託にもこたえられるのではないかと思っております。

まず、一番目として十津川村からの消防事務受託の一年前倒しの要望に対する経緯と理事者側の対応について。第一に、消防事務受託研究委員会での協議を行い決定したのにもかかわらず、十津川からの要望があったからといって、なぜ一年前倒しを受け入れることにしたのか。

また、平成二十一年九月議会の議決は受入れ時期など説明された内容のすべてを前提条件としています。それをしているにもかかわらず、その議決

の前提条件を一方的に無視して進めたことは議会を無視していると言わざるを得ません。ただ報告すればいいというだけの問題ではないかと考えます。法的に議決が必要かどうかではなく、今までの経緯を考えると、議会との協議を経てから進めるべきではなかったかと思いますが、これについて答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣）窪消防長。

○消防長（窪 佳秀）おはようございます。

五番太田議員の一般質問、十津川村の消防事務受託について。

（一）十津川村からの消防事務受託の一年前倒しの要望に対する経緯と理事者側の対応についてお答えさせていただきます。

まず経緯につきまして御説明申し上げますと、去る六月三日に十津川村長、そして十津川村議会議長が来庁されまして、市長及び市議会議長に対しまして、当初計画しておりました、大塔分署からの第一段階の運用も含め、全体計画を前倒ししていただきたいとの要望書が提出されました。

対応につきましては、指示を受けまして消防本部内で検討を重ねた結果、第一段階運用の開始のための採用職員が十一月中旬に消防学校初任科教育並びに救急課程を終えて、そして救急隊員の資格を取得して消防本部に戻ってくることや、消防車両を含め、消防資機材、大塔分署の改修も終了する予定であることなどから第一段階の前倒しが当初計画の来年四月から本年十二月への変更が可能と結論し、市長の判断を仰いだところであります。

また、第二段階の運用、十津川分署の開署運用ですが、新規採用を前倒しすることや十津川村が整備する十津川分署や消防車両等の消防資機材の準備を整えば、平成二十三年十二月、もしくは平成二十四年一月の一年前倒し運用が可能と結論し、市長に判断を仰いだところであります。

前倒しを運用するためには、職員採用も来年度において一括して行う決裁をいただいたところでございます。

この部分につきましては、既に先般の七月二十日総務文教常任委員会で報告させていただいたとおりでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今のこの内容を聞きますと、その内容の中に市長の判断を仰いだところであるということでありまして、このことに関しては、一年前倒しするということが、これは基本的に十津川からすれば消防・救急、当然早くしてほしいという思いはわかります。しかしながら、やはり三年という前提の下で議会の議決を得たと。それにも関わらず、決めるときは議会の承認を得て、それから後、変更する場合は議会を無視したということに私は憤りを感じております。

そういう形の中で、最終は市長の判断を仰いだということであり、市長ね、こういうことを十津川村長から依頼があったということで、お互いの行政間の協力というのは必要不可欠だと、これは私も認識はしています。ただし、五條市がきちっと守れるかという前提にまずなつてから、それは十津川を助けに行くということが、私は前提だと思います。

今消防長からも話ありましたけれども、最終的に消防署が判断を仰ぐんじゃないかと、市長の判断を仰いだということは、やはり十津川の村長が来たときにおいてもそのことに対しては、三年という約束をした。それとやっぱり消防の職員の配置、そして一年でやっぱり消防学校から出たからといって、すぐ即戦力にはならないという前提を考えればね、やはり十津川の思いもあるけれども、やっぱり五條市の体制も整わないということで、やはり慎重に審議をするべきではなかったんじゃないかと、もしこれを受けて、それこそ五條市にその負担が強いられることでもあれば、五條市がすべての責任を負わなくてはならない。また十津川に何かあったときにおいても、十津川の責任はすべて私たち五條市にかかってくると、やはり余計に慎重にするべきだったのではないかなと思います。

その辺、市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず経緯につきましては、先ほど消防長が答弁いたしたとおりでございます。去る六月三日に十津川村長並びに村議会議長です、来庁され消防事務受託の前倒しについての要望書を提出されました。

早速消防長に部内で十分検討し、結論を出すよう指示したところ、消防本部内であらゆる角度から検討した結果の説明を受けました。前倒しは可能であり、十津川村の要望に十分こたえられるということでございますので、私は、前倒しは可能と判断を下したものであります。

前倒しには、職員採用も前倒しになることから、臨時の総務文教常任委員会を七月二十日に開催いただき、御報告をさせていただいたのであります。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 十津川村長から当初計画していた大塔分署の約三十分圏の十津川村の運用が平成二十三年四月からなっていました、医師不足のため、抱える問題が早期に運用を望む要望書が六月三日に提出されたわけですが、翌月の七月二十日に総務文教常任委員会で計画の第一段階、四箇月、第二段階を一年間前倒しすることが報告されました。この間の約一箇月半で、全計画を支障なく前倒しできると判断に至る調査ができたのか

など。これはずっと以前から協議を重ねて、今市長から前倒しは可能だと、市長が消防署の方にこういうことを言っているが、どうだということを、市長からの命令の下で進んだと、当然消防長としてはそれに対応すべく、それに併せてやってきたんじゃないかなと。そういう形の中で、スケジュール表も前回と今の分とを比較したら、やっぱりそれを短縮しなくてはならない。そうやってきた場合、現地調査も丸々二年かかってやるような状況になっていました。それを一年間ということは、その間の体制を縮小して、完ぺきな調査も、また五條市の体制もできることはあり得ないです。

ただ、消防長としては、努力はしてくるでしょう、努力は。市長の命を受けて、やれと言われたら努力はするでしょう。努力したからといってできるもんか、できないもんか、これは定かではないと。そしてやっぱり新しい消防職員全体の百人のうちの三分の一、三十五名が新人になるわけです。それを教育しながらやっていくとなれば、やはり難しい体制になるんじゃないかなと、私はそういうふうに思っております。やはり慎重にするべきであつたんじゃないかなと、これからでもまだ遅くはないし、十津川のことでも大事なことですけれども、まずは五條市の体制をきちっと整えてから進むべきだと思っております。

また市長の答弁、後からまた聞かせていただきますけれども、次に一年前倒しにおける消防体制について。百人体制になったからといって平成二十四年一月から本当に五條市全体と十津川が守れるのか。消防の勤務態勢は三交替であります。百名の職員のうち三十五名は新人であります。まして本年採用の十八名は全くの新人であり、九箇月は消防学校で教育を受け、その後にはしか活動することはできません。日々の勤務態勢の中で全体の三分の一を超える新人の指導、技術の進歩に対応するために、訓練と現場の対応、更には必要なデスクワークをやっていくことは可能か。

消防の現場は救急でも火災でも一切待ってくれません。やはりやり直しができない仕事なのです。私は過度のプレッシャーをかけようと思つていないわけではありません。実践の前に十分な準備を整えることができるのか。そう判断する理由は一体何か。それを聞かせていただきたいと思つています。これも答弁願いたいと思つています。

○議長（川村家廣） 窪消防長。

○消防長（窪 佳秀） (二) 一年前倒しによる消防体制について、五番太田議員の御質問にお答えいたします。

現在、本年四月採用の十七名は奈良県消防学校初任科教育で、全寮制といたしまして二十四時間の団体生活の中で消防活動に必要な基礎知識、教育訓練、並びに気力・体力の練磨、消防人としての規律と士気保持及び厳正な職務遂行に必要な意識を養成しております。

十一月十八日の終了時点におきましては、救急隊員として活動できる救急医学に関する基礎知識、応急処置等の適切な判断能力、及び必要な専門的技能の習得を目的として救急隊員の資格を取得して卒業することとなります。

これにつきましては、近年県下各消防本部では団塊世代の職員の退職者が増加し、新規職員採用が少なくなることから消防学校の卒業時点で、即実戦力を望む消防長会の意向を受けて、県消防学校が教育課程を見直し実施しているものがございます。

初任科教育は消防としての基礎教育であります。救急科を終了しますとすぐに救急隊員として救急車に搭乗することが可能でございます。

また、即実戦を望む教育であることから、その教育に關しまして、各消防本部から現消防職員の救急救命士が講師となり、訓練を重ねております。更に消防に戻ってからは訓練を積み重ね、職員が一丸となって若い職員の指導に努力してまいりたいと考えております。

今回の事務受託で奈良県の四分の一の面積をカバーすることは、全国的にも注目されており、五條市民、十津川村民すべての命と財産を守ることが我々の使命であり、その市民の期待にこたえていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今消防長からの話の中に、その消防署に戻ってから訓練を積み重ねてきたその形の中で、消防学校の教育課程が見直されたら、即戦力ということがありました。やはり学校は、しよせん学校でしょう。即戦力になるかならないか、なんぼ勉強したってやっぱり実践が一番大事なところかなと私は思っております。

それと消防署に戻ってからの訓練の積み重ね、実践を学び一丸となって新人の指導に努力をしたということもありました。当然努力はしていただかなければならない。そやけどその言葉は大変重いものじゃないかな。重いものではない、努力をしたい。これは受ける限りは完ぺきにしない。はならない、そういう受皿が完ぺきに出来ない限り、受けることによって後の弊害が起こってくる、やはり余計慎重にするべきだなと私は思っております。こういうことも踏まえて、やはり再検討が必要じゃないかなと私は思っております。

次に、百人体制の消防職員の拠点となる消防庁舎建設については、いまだに未定であります。十津川村の受託、そして消防職員が百人体制になるならば、まず五條市の消防本部の庁舎を建て替えるのが前提であると考えますが、市長は本当にこの庁舎を建て替える気があるのか疑問であります。

十七名の職員が帰ってくる中で、消防本部としても庁舎が狭いであり、訓練する施設等も大塔分署に設置をしないという理由で、当初は訓練をして四月に備えようという計画だったものが、現場に行きながら訓練をしていく、更には本署では当直用の仮眠室も十四名から十五名の職員が寝泊りして、一人一畳ちよつとのスペースで雑魚寝状態ということ。訓練場所についてはほとんどなく、近くの市民会館の前も借りている状況です、

と答弁されております。

現在においてもこのような状況の中で、職員数も日々の業務も今以上に増えてくると思われます。私も実践を通じて経験を積むということが大変大事であると思いますが、日々の訓練も非常に大事であると思うのであります。十分に能力を発揮するためには、環境面、特にハード面の整備も不可欠であると考えます。これについても答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 窪消防長。

○消防長（窪 佳秀） 五番太田議員の再質問にお答えさせていただきます。

（三）百人体制の消防職員の拠点になる消防庁舎建設についてでございます。

消防庁舎建設につきましては、我々消防にとっても、また市民の安心安全のためにも、更には防災拠点の整備のためにも必要不可欠の思いは変わるものではないと思います。

災害は複雑多様化し、我々消防に課せられる様々な災害現場に対処すべく訓練施設の整った庁舎と職員百名ともなれば、南和消防の中核にも値する消防を目指すためにも、一日も、一刻も早い消防庁舎の建設を望んでおります。

今回の補正予算にもありますように、簡易訓練塔の訓練施設も差し迫った現実の要望として補正に計上させていただいたところでございます。

建設に係る主たる財源である合併特例債においても期限がございますので、何かと早期に庁舎整備を行いたく存じますので、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今の消防長の答弁を聞きますと、当然やっぱり無理があると、今の消防庁舎の受皿に対して、百人になった場合、相当厳しい状況であるということ、これは明白であります。

その中で、百人にもなれば一刻も早い消防庁舎建設を望んでいるというのが消防長の今の考え方だと。市長、これを踏まえて、今五條市は百人体制となるといふことです。雑魚寝状態ということをね、委員会でも消防長が言っているんですよ。それを聞いたとき、今丹原の話も出ておりますけれども、四億円も投資した今井町のあの土地、早く五條市の生命と財産を守る、これ一番の大事なことであります。

そしてこれは合併特例債も期限が迫り時間がありません。そういうことになればね、市長の我だけじゃなくて、五條市の生命や財産を守るといふこ

とを前提と考えるならば、早急な対応が必要とされる。まして今の消防長の答弁を聞きますと、当然必要だと。また訓練においても、今補正予算に上がってきていますけれども、場所がない、だからその借りた土地のところでやると。本当にその消防庁舎があれば、こんなことは補正予算もする必要もないし、そこで体制を整える。百人体制でできる。そして今女性の方もいます。また新しく採用した中に、もし女性の方がおるならば更衣室の問題、女子のトイレの問題、今の庁舎では全くそれは機能されておりません。そういうことを考えるならば、当然早くするべきであるし、市長が丹原という勝手な独自の考え方でやっていますけれども、それは早く是正してもらって、合併特例債の期間内にできるような体制をやっぱり私はつくるべきだなど思っております。

その辺の市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私、以前から申しておりますように、本市の防災の拠点となる消防庁舎の建設につきましては、最も有利な合併特例債を活用いたしまして一刻も早い時期に実現したいという思いには変わりございません。

また県立五條病院との関係であります。去る七月二十九日、荒井奈良県知事と県南和地域の市町村長で第四回奈良県・市町村長サミットが開催され、南和の公立三病院と診療所で医療連携の形を模索しようというテーマで「南和の医療等に関する協議会」が設立されたところでございます。

消防本部庁舎建設につきましては、県立五條病院の存続への周辺整備として位置付けはありますが、本市が吉野川を挟んで南北に市街地が分かれている地理的条件や東南海・南海地震がいつ発生してもおかしくない今日、防災拠点の分散こそ、市民の安全・安心を守る責任者として早期実現は当然と考えるものであります。

丹原のところですね、山海里さんの近くのところの突き当たりには、私は測量予算を提出いたしました。予算は議会の方で否決されました。もちろんあの場所において審議会にも諮っております。

やはり五條病院ということになれば大きな問題でございますから、その近くに消防庁舎、そして現在もそういうような対策の分散という意味で、その間には大きな川が、丹生川と吉野川がございます。万が一地震によってその橋が崩落したときに、町場とそして丹原のところの二箇所防災拠点があるというのは一番望ましい。

それと私があるときに、今井地区、なぜそこに決定したというんだったら、そこになぜ建設を進めなかったか、何回も申しておりますように、自分らが決めたところがそこだと言うんだったら、そこで建てておいたら、私が来るまでに。建てる期間があったんです。それを建てなくて、私は学校の

そばは駄目だと、学校教育、また上に高圧線があるからと言うて今のところに決めた。議会がその予算を削除したということでございます。やはり一日も早い消防庁舎建設は必要かなと思っております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まず市長の答弁を聞きますと、一刻も早く建設したいということは私たち議会と同じことであります。

五條病院のことも出ましたけれども、この後その質問もありますので、そのときに触れさせていただきましても、基本的にやはり四億円投資した形の中で建設進めようと。早くできた、これは職務代理者の方が当時その決裁を押さなかったということを、市長はいろんなことをおっしゃいましたけれども、やっぱり新しい市長になってからその決裁を押しもらおうということでは延ばしたのは事実であります。そのことが反対の理由でも何でもありません。

議会としては丹原に建てることは望ましくないと。やはり四億円も投資した、土地も購入していろいろとした形の中で、今井のところ建てるのが望ましいと、まして市長の話の中では東中の問題もありました。体感試験もやらせていただきました。ほとんど聞かないというアンケートが出ています。もしそれがやかましいというならば、防犯ガラスにするなり、また救急車・消防車のサイレンをそのときだけ小さくする、それだけで済むことなんです。それを、四億円も投資した土地をそのままにして、その活用も何も考えていない。まして丹原にもって行く。

そして今の市長の考え方、もう一つ大谷議員からも何回もよく質問が出ていますけれども、五條市に二つの消防署ということは、この財政状況ではとてもできない状況であります。そこへ大塔分署、今度は十津川分署という形になれば、財政の厳しい状況の中でやっていくには到底無理が生じます。そういうことも踏まえた中で、決断力を示していただかねば、やはり五條市の生命と財産ということは守れません。そこにつながって、十津川の消防の受託にしても、五條市がそんな状態の受入れ態勢がまともにできていない状況の中で、なぜ市長、十津川ができますか、そうでしょう。五條市が本庁舎もできない。二十五年度から広域化される。奈良県の消防が広域化される、そういう形の中でやっていこうということで、今ほとんど進んでいません。そこをまだ五條の本体がまともに機能ができない状態で、ほら十津川が頼んだ、よしやろう。ほんだからまた十津川が言うてきたから、もう一年前倒ししよう。もうちょっと基本は、ほかの自治体を助けることも大事ですけれども、まずは五條市の体制を整えてからほかのところを助けに行くというのを前提に考えなくてはならないと私は思っております。まさに思い付きとめちやくちやな考え方です。

市長、再度答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫）先ほどおっしゃったように職務代理者がおられた、消防庁舎が重要だったというんだったら、なぜしなかったか。そして、私は明確に理由を言うておりますね。学校のそばにやはりそれは駄目だと。高圧線もあるから駄目だと。そして救急体制は分散すべきである。本庁舎ができないんだったら分署でも早いことするのが道理じゃないかなと思いますね。

私は、丹原の方の測量もさせていただけないということは、あの場所が審議会でも諮って了解を得ていただいておると、そのように思っております。今の消防署も広域化に向かってやはり市民のためには必要かなという思いでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）市長ね、丹原の測量が通らないって、議会がね、駄目だと言っていることで何回も同じことやっても通ることはありません。だからそこらの頭の切替えをまずしてくれなくては駄目です。

そして学校の横は駄目だとかね、救急は分散すべきだとか、それは勝手な市長の考え方であって、もともといろんな形の中で五年をかけて消防の建てる位置、場所それを考えて今井のところに決まったことであります。そういう形の中で新しい市長になってから、そういう形に変わったと言いますが、それでも、それを副市長がしなかったというのは、まさに怠慢ですよ、市長。あなたがそれを勝手に利用していますけれど、替わった新しい市長でこれを建設すべきだと。もう市長があとわずかで替わるからということで職務代理者、代理でありますからということでそれを差し控えたというのが現状であります。それを言葉をうまく変えて、まさにそういうことになっているというように、こういう誤解を招くようなことは市長、言わないでいただきたいと思っております。

私としてはまず、ここまで来たら合併して五年も経ってきます。いろんな形の中で、今五條市の体制を整えて、そして十津川も守っていくと。まずは先ほど消防長が言ったように、雑魚寝状態なんですよ、市長。そんなに仮眠して本当に休息できますか。今消防長は多分そのことを私に訴えたと思うんですよ。代理に、私から市長に言ってくれと、多分そういう思いを言ってくれていると思うんですよ。雑魚寝状態ですよ。百人体制、そこに三十五人が新人、それだけの新人を置いてね、そこに三交替ですから。当然分散したら新人がどっかの部署に行く。そして上司が指導しながらやっていく。絶対どっかリスクを背負っていかなければならない。だから時間を有効に使って、三年ということが昨年が決まったわけです。それを一年前倒しするってそんな簡単なもんじゃないですよ。十津川から頼まれたからって、本当に頼まれても、行政間の協力というのは必要不可欠ですけども、やっぱりそこらも踏まえてね、まず十津川までに五條市をちゃんとした形に整えることによって、次のステップに行くと、こういう認識でやってもらい

たいし、またこの消防庁舎にしても、建設についても、早く五條市の市民の生命と財産を守るために、そこらを踏まえた形の中で建設してほしい、丹原に関しては勝手な市長の考え方だけであって、議員全員がほとんど認めていないと、そういう決議文も出しました。そこらのことをまず考えて、市長はよく子や孫のことと言うならば、それを守るならば、当然そこらの頭の切替えをしていただきたいと思えます。

最後に、人の生命と財産に責任を持つという判断をすることにおいては、受入側に十分な準備が必要で、それが整っていないのに引受けることは無責任だと私は思うのであります。人の生命と財産を守るためには何よりも消防職員自身が自らの生命を守ることが不可欠であり、現在の五條市の消防職員のスキルはほかの自治体と比べても非常に高く、十津川村との消防事務受託後においてもその実力をいかなく発揮するための条件整備についてももっと真剣に考える必要があると考えます。そのことを強く訴え市長、早期の建設、そして百人体制の新人のことも踏まえて、今職員の採用をしていますけれども、二年でできることは相当リスクを負わなくてはならない。何かあったらすべて私たちが責任を負わなくてはならないということ前提を考えれば、この議会にもこの消防のことが出てきていますけれども、一刻も早く頭の切替えをしていただいて、まず五條市の生命と財産を守るということを考えていただきたいと思えます。

このことについては、これで終わらせていただきます。

次に、国民健康保険についてであります。八月二十日の国民健康保険運営協議会において国民健康保険税の値上げの議論がされたと聞きました。その内容を聞きますと、値上率を一〇パーセント、二〇パーセント、四〇パーセントのいずれかにするという議論の中で、半数以上の委員は四〇パーセントが望ましいとの意見であったと聞きます。

この話を聞き、一般質問をしようと思ったわけでありませんが、市民にとって四〇パーセントの値上げがどれほどの負担になるのか。このままの率でいきなり値上げをすれば、ニックになるのではないのでしょうか。

年間所得二百万以下の市民が、市民全体の八三パーセントを占めると聞きます。四〇パーセント値上げとなれば、この市民の方々に支払いがでなくなる人が出てきて、不払いになり滞納者が続出し、更に財源がひっ迫していくのではないかと懸念されます。

一方、国保財政調整基金積立金においては、平成十七年に十億円もの積立があったにもかかわらず、平成二十二年度では三億円にまで減ってきています。これは国民健康保険が財政難に陥っていて積立金を流用し不足分に充てていたことを表しており、市はこのようなことは十分に把握されていたはずであります。

十八年度からの基金の積立状況を見る限り、吉野市長が市長に就任された平成十九年以降に取崩しが始まっていますが、このような事態になること

は大体の予測ができたのではないのでしょうか。確かに決算上、単年度では黒字ではありますが、実際には赤字であるにもかかわらず、吉野市長がそのまま放置していたことは、正に怠慢であり、二十一年度一般会計決算も今年は六億円の黒字と言いながらも、実際はこのようなごまかしとも言われかねない処理の繰り返しをしているとしか言いようのないものであります。

徐々に値上げする方法をとることも望ましかったのではないかと思います。まるっきり計画性が乏しいのではないのでしょうか。このように市民に急激な負担を強いるような行政のやり方を理解はできません。正に今の行政は思い付きの行き当たりばつたりの行政にほかならない状況であると考えますが、その辺、答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 五番太田議員の一般質問、国民健康保険税の改正について自席から失礼してお答えをいたします。

国民健康保険の財政状況につきましては、平成二十一年度決算を終えた段階で基金残高が三億一千万円、繰越金が三億五千万円と、合わせて六億六千万の剰余金となりました。しかし決算の中身を見ますと、単年度の実質的な収支の状況におきましては、一億四千万円の赤字となっております。

この赤字は、平成十四年度から続いており、特に平成十八年度からは二億円前後の赤字が毎年続いております。そのため毎年基金を取り崩し、ここ三年間で七億六千万円、年平均で二億五千万円を取り崩しております。

また、今後は医療費の増加、あるいは所得の落ち込み等による保険税の減少により、更にその赤字額は加速されることが予測されます。そのため基金と繰越金を合わせた六億六千万円は、三年でなく二年でなくなることも考えられます。

一方、平成十四年から赤字が発生したものの、平成十九年度までは約十億円以上の基金及び繰越金がありました。その結果、税率の低さや医療費の増大があつたとしても市民の税負担や生活を考えれば、保険税の値上げについては、到底理解を得られるものではありません。

税率改正につきましては、以前から課題として検討は続けていたものの、具体的な案については今回、初めて国保運営協議会に提案し、審議していただいているところであります。審議は続いており、近く二回目の協議会を予定しております。十分な審議を賜り、国保の健全な運営に向けより良い提言を賜りたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あかね、私が言いたいのは、この急激に財政が悪くなったとか、情勢が悪くなったんじゃないじゃなくて、平成十四年度から赤字だと、そし

て十八年度からは二億円の赤字だと、十九年までは十億円の基金があったと、正に吉野市長が就任してからどっと基金を崩してきたと。

僕が言いたいのは市長ね、それをわかっているのにもかかわらず、ほったらかしにひとつたわけですよ。もうこの時点で、これはもう何年か後には破たんすると、だから値上げをしなくてはならないというこの予測をしながら、やはり五パーセント、一〇パーセントという形の値上げを私は必要やっただと思います。しかしながら、これを今になって国保の委員会にかけたと、そんな正に怠慢です、市長。あなたになってから基金がぐっと下がってきたんですよ。世間では市長はよく二十一年は六億円の黒字だと、私になって黒字にしたんやって自慢しているにもかかわらず、今度は四割も、四〇パーセントも今値上げをしなくてはならないと言っているんですよ、市長。正にごまかしなんです、市長。こういうことでは市民は納得してくれません。私が言いたいのはね、部長ね、やはりもっと早くからこのことがわかっていたら、わかっていたんですね、十四年度からもう赤字ですから。確かに基金があったということもあります。十八年度から二億の赤字だと、その辺から処置をするべきだったんですね。奈良県全域の他市から比べたら、うちが一番低いということもわかっています。そやけど一般市民から見れば、それが基準なんです。うちはもう奈良県全域が一番低いんだといっても、それが一つの基準ですよ。だから上がれば当然、なんで上がるんだと、やはり不満、不平は出てくると思います。だからもっと一刻も早く処置をするべきだったと、正に吉野市政の怠慢であると、私は思っております。

次に、今年の一月十五日に厚生建設常任委員会が開催され、理事者側から国民健康保険の財政状況の説明があり、その中で「五條市の国民健康保険は従来から十億円を超える基金を保有し、健全な財政運営を行ってきた。しかしながら最近に至っては、ここ二年間で基金を四億五千万円切り崩し、そのために昨年二十年度の決算では基金残高が六億円となっています。また本年度、二十一年度の決算においても、四億円ほどの取崩しを見込んでおります。そうしますと基金残高は二十一年度末決算で二億円となる見込みであります。」と説明されています。なぜこのように急速に財政状況が悪化してきたのかという説明には、「一、医療費の増加。二、保険税の不足。三、景気低迷による所得の減少。四、国庫負担金の減少。五、国保制度の弱い弱性」と説明がされています。「したがって、今まで基金があったため、保険税の改正には市民の皆様の御理解を得られないということで見送ってきました。」と説明されています。「最後に、この不景気の中で市民の皆様の暮らしが苦しい中、非常に残念なのですが、保険税の値上げを考えざるを得ない状況となっております。」と、もうこの時点で、このことを言っているんです。

今までの値上げしなかった理由として、今まで基金があったため保険税の改正は市民の皆さんの御理解が得られないということで見送ってきたと、全く理解できるものではないし、この説明を見ると、正にほったらかしにしてきたと。わかっているにもかかわらず市民の皆さんの御理解を得られないから見送ってきたと。こんなことを委員会で報告しているんですよ、市長。わかっているのに。上げると言ったら市民は納得しないと、だから見送

ってきたと。ほんで今になって切羽詰って基金がもうほとんどなくなってきた、そやから四割上げるって、こないだの国保の協議会で大半の人が四割だと。市長、どう思いますか。自分が就任してから、基金が切り崩されて、ほんでこんなこと言っているんですよ、それを市長は自分で認めているんでしょう。市長が見て、こんななんほっとけという指示を出したんでしょう。ほんで今になったら四〇パーセント上げると。こんな馬鹿げた話ないですよ、市長。

そして、副市長に答弁してほしいんですけどね、副市長もここで答弁しているんですよ。副市長は委員会の委員の質問に対して、「収収は、今年七億で、本年度は四億不足する。本来なら四割から五割であるが、一度にそのぐらい上げると失業率も高く所得が落ち込んでいる中で四割、五割は難しいのでどうしたらいいのかという事は現在検討中である。一度に上げたらしんどいので、段階的に上げていくかである。」と答弁されています。副市長がその委員会ですね。これも副市長は認めていますよね。これだけでも、今四割とか二割の値上げ、もうここで四割、五割って副市長は言っているんですよ。そやから個人的にはいけないのじゃないかと、そら担当課とも聞き、また市長とのヒアリングもしながらどういう形でやったらいいかという形の中で、この言葉が、多分市長がそのときは出席していなかったのかわかりませんが、副市長が市長の命を受けてそういう説明をしたと、となればね、もう現実こうなっているのはわかっているんですよ。ほんで今になってやと国保委員会でこの議論がされて、なんぼ上げたらいいか、上げなくてはならないと。二割にしたって、もう四割でも厳しいんやから段階踏んだって最終的には四割上げなくては、どうしても四割上げたいかなあかん。そやけど普通から言えば副市長、市長、当然こんなん十四年度から赤字やから、その時分から五パーセントとかまた一〇パーセントとかいう先のことを予測しながら、やはり、まあそのときは市長ではないと思いますけれども、まあ十七年、十八年から基金がどんどん減ってきます、十億円やったのが。そのとき正にメスを入れるべきやったことがここで現実にされているわけです。それを市長、ほったらかしにしているから、今四割ということになっとるんですよ。これ市民感情からしたらどうしますか、市長。一遍その辺の答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 平成十九年度には約十億円の残があったと、黒字ですね。それから少子高齢化、また景気の低迷、そういうことを太田議員がおっしゃったと、それはすべて私のせいではないということ証明なさっていただけたということでございます。

私になってから下がったんやと、それはちよつと当たらないと思います。

それから十億円あったときに、確か大谷議員がおっしゃいました。私は記憶しております。十億もお金があるんやから、それを減らしたらどないやと、確かに言いましたね。私は今日来ることを見込んで、そういう意味合いで来ました。しかし、ずんずんと先ほどの理由をもって健康保険は大変経

営が難しい方向になってきました。しかし遅まきじゃないです。まだこれからそういうことに対応していかうと。もっとたくさんあるときに保険税の値上げを言えばまだあるんじゃないかなと、恐らくその議論になると思いますよ。今、正にその時期かなと、あつたんですからね、まだ赤字にはなっていないんです。（「赤字です。」の声あり）単年度が赤字です。間違つたらあきませんよ。黒字なんですよ、まだ全体で。その黒字のあるうちに、次のことを考えていかうとということでございますので、私のせいで保険税をたくさん使つたということではありませんのでね、そういう間違いを言うたら困ります。

全体にやはり高度の医療とかね、そういうような形に、景気の低迷、それは太田議員、市長になったら偶然そういうのが重なつたと、世間は、これはわかります、環境が。市長になつたさかいに市長使つたつて、そんな愚かな話は駄目でございます。ただまだ黒字があるうちに、次のことを考えていかうとということは今、お話しするのであつてね、今まで上げなかつたということは適正な判断だつたと、黒字ですから。そういうふうに思つておりますので、今後のことについては十分審議をしていただき、どれだけ上げていかうかということですね。今、正にそれを認識していただいたので、このままでは赤字になっていくと、赤字になる前に考えていただくというのが議会でございますので、一つよろしくお願いいたします。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）市長の答弁はめいりよう、的確にお願いします。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）市長ね、私は市長のせいとか言っているんじゃないですよ。ただ今言つたように医療費のこととか、やっぱり高齢化になつて保険税の不足、景気低迷の所得の減少、国庫負担金の減少とか、国保制度のぜい弱性ということを言いました。市長がどうやこうや違います。ただそういう厳しい状況に陥つている中で、市長が就任された。だからそこでメスを入れたらもつとよかつたんじゃないかなと私は言っているんです。で、今市長が言いました、上げなかつたのは適正であつたつてね、市長。違つていよう。今までにもつとちゃんとメスを入れておつたらこんな四割とかいう議論はしなくてよかつたんですよ。適正じゃないですよ、今。適正だつたつて市長言いますが、適正でなかつたから四割つて、今この議論になつてきたんですよ。それから市長が就任したときに、その議論をすれば五パーセント、一〇パーセントでも上げていたら、もつと変わったと思うんですよ。私、それを言っているんですよ。市長になつてから、基金を取り崩したといよのは、その時期的なものもあります。いろんな状況もありますけれども、私が言いたいののは、そのときになぜメスを入れなかつたのかなと。今まで上げなかつたのは適正だつたつて、適正じゃないから、今ぼんつて四割も上げるよになつたんですよ。まさにあなたの怠慢さがここに浮き彫りに出たといよのことです。ね、市長。そこら誤解してもらつたら困ります。だから上辺だけじゃ駄目なんです。もつと頭の中を、もつと職員の言う声をよく聞き、内容を把握してやはり即対応する。ほんで最終的には議会や言うて。

決めることもすべて専決をしたり、自分のしたいようにやっているでしょう。ほんでこんなときは議会に振るとか、国保委員会に振るとか、それは駄目ですよ、市長。だから私は今の状況、市民は本当に納得するのかなと不安なんです。

でも上げなくてはならないという状況も理解はできません。とてももう基金もなくなって破たんしかけていますので。だからそういう面を、私はほんだからいやあならないと言っているんじゃないかと、なんで過去からのこういう状況、それで市長ずっと黒字だったって言いますが、黒字なんですよ。それは十四年から赤字なんですよ。それを黒字と言うて、決算上は黒字であつたって単年度で赤字なんですよ。それをわかっているならば、当然メスを入れるべきやつとことですよ、そうでしょう。そこから、正に市長あなたの怠慢さが浮き彫りに出て、ほんで今ごろになったら四割をぼんと、普通何でも値上げしたりするときは、やっぱり五パーセントとか一割とか一五パーセントやと思うんですよ。初めから四割上げなければ仕方ないって言う、こんな議論されていること自体が、市長が今までこういうことに関して無関心と無知やったのと、そしてこんなことを安易に思っていたということなんです。だからそこら再度、市長、答弁願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 単年度は確かに赤字です。貯金がございませぬ。御理解願いますね。大谷議員がたくさんあるからそれ削れと言うておつたんですよ。そういう中で、なぜ五パーセント、一〇パーセント、まだ全体は黒字なんですね。池の水が干からびてきたけれども、また雨降つたらたまるかも知れない。努力もしていく。ただ黒字のうちには、できるだけ負担は少なくということをやってきたわけです。赤字になる予測、これはある程度あつているかも知りませぬ。間違つているかも知りませぬ。まだ黒字ですから。しかしそういう中で、ある程度の予測も入れて、あるうちは、黒字のうちは下げれと、たくさんあつたら恐らくおっしゃるでしょう。だから私は私で黒字があるという中で適正にやってきたんだと、そのように思っておるということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） この際申し上げます。太田好紀議員の一般質問の残り時間は三十分でございます。よろしく。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 市長ね、まるつきり誤解していると思うんです。単年度は赤字であつて、十四年度から赤字なんですね、決算上は黒字であつても実際基金はどんどん減っているんです。黒字だからといって基金はどんどん減つていっているわけです。黒字だから上げなかつたって、そんな議論はないですよ。

ほんで大谷議員は確かに基金が十億円あつたから、国保もつと安くせえつて言うたことはあります。それは、僕は、大谷さんは市長に対して提言しとつたと思うんですよ。基金あつても厳しくなつてきますよ。だからよく考えなさいよということをお大谷議員は市長に提言したんですよ。それをまる

つきりうのみにして、何にもわかっていないという市長の、その鈍さがね、頭の鈍さがここに出る。大谷さんは、そういうことで、より訴えたわけですよ。国保十億円もあるからもっと下げなさいって。違うでしょう、十四年度からもう赤字なんです。単年度では赤字。そやけど決算上黒字やと、そこらのね、市長、黒字やから上げなくてはならないという問題ではないんです。流れがあります、それと状況があります。それを踏まえた中で、市長が就任した当時に早くメスを入れたら、こんな四割ということにはならなかったということなんです。そやから段階的に五パーセント、一〇パーセント、一五パーセントと上げることが一番望ましかった。また市民にとっても負担が徐々に上がることによって、上がることに納得はできないにしても、四割上げるにも徐々に、徐々に、短期間より長期間によって上げることによって、ある程度の気持ちも納まってくるんじゃないかなということを言うているんです、市長。正にごまかしなんです、市長。自分の会社やったらしたいようにしたらいいけれどね、これは市民の税金を使っているんです。だからその辺を。もう簡単に言えば市民が本当にばつと四割上げますって、納得できますか、市長。今まで何年も正当な形でやってきて、ほんだからもうちよつと来年から四割上げるでって言うて、それで納得できますか、市長。お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何回も言いますようにね、議員の御意見もあつた中で、そのときは十億あつた。そのときにもつと保険税を下げたらいと言うたところが逆にとらんかよと、そんな愚かな話はやめてください。そういう意味で大谷議員言うたんですか。十億あるさかいに保険税を下げれ、上げれという意味をもって言うたって、そんなあほなことをね。今まだ黒字で、単年度の赤字は努力してきました。まだ黒字である。しかしまだ、この単年度の赤字が黒字に近づくかもわからない。これはやはりわからないということでございますが、過去から見たら平成十四年度から赤字になってきているということも踏まえてですね、今の段階で貯金があるうちに次のことを考えていこうやないかと。一つあかんたら五パーセントにしたらええやないか、一割にしたらええやないかと、恐らくそういう提案をしたら、これだけの残があるのにとつとやないか。あなたは何も聞いていません。今現状に合わせな。だから今の段階で、そういうような形の中で、審議会で今更何やおかしいと言つとやないか。あなたは何も聞いていません。今現状に合わせて、黒字のあるうちに単年度の赤字、これをどのようにしていくかということに審議してもらつていまして、あなたがおつしやるように、十四年から赤字、市長しつかりしとかんかつて、そういう言葉は聞いていません。それだつたら十四年から私が来た十九年までに、もうちよつと議会の方も考えて御意見、議員提案をなさつとつたらそれでよかつたんです。合併して五年も経つんです。あなたもおられたんですよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）自分のことを人に擦り付けたら駄目ですよ。

ほんでまた大谷議員のことは、僕は想像で言いました。確かに、それはね、市長、想像で言いました。私はそういう大谷さんの解釈で言うてくれたんかなど、もしそれが違うとなれば、市長、そのときに下げるという前提で、もし議員から言われたとき、やっぱり担当課と協議しているでしょう。そしたらこれでは駄目だ、十四年は単年度が赤字だからやはりこれは今のうちにメスを入れなあかんという、その注意を付けてくれた大谷さんが、逆に近い形で取らなくては駄目ですよ。それも黒字だからほっといたらええって言うて、ほっといたから今四割を上げるような状況になってきたということなんです。それは正に怠慢だと。ほんで今になったら、わしはそんな関係ないと、後は審議会で協議したらええわと。そのプロセスを言うているんですよ、プロセスを。もうちよつとしっかりしなさいよと。もうちよつと勉強しなさいよと。急に四割も上げることにならないような、行政のあり方にならなくては、市民は納得できないということを申し上げて、このことは終わります。

もうちよつと真剣に責任を持つて対応していただきたいと思います。市長お願いします。

次に参議院選挙の選挙についてありますが、参議院選挙の選挙期間は公示日の六月二十四日から七月の十一日まででありました。公示日の次の日の六月二十五日の四時過ぎ榮林副市長は公用車に乗り、建設業協会五條支部に国民新党の西村修氏の選挙のはがき百枚を持って、お願いを依頼に来たと聞きましたが、事実であるか副市長お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）太田議員の質問にお答えいたします。そのとおりでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）これは公示日の中で、当然公選法百三十六条の二、地位利用による選挙運動の禁止に抵触すると思われれます。これね、副市長ね、私もいろいろ考えたんですけども、副市長が私はそんなん、西村修さんって知っているんですか。知らないでしょう。知らない人のはがき持っていくと、公用車で。普通から言えば、選挙運動というのは当然公務員もそうですが、特別職も、法律に違反しているわけですよ。地位という形の中でね。こうなればね、これは本当に大きな問題になると。私はここで副市長に言いたいですよ。だれに指示されたのか。ここで。正直に。これでもし虚偽されたら、また百条委員会に（笑声）なるかもわかりません。こうした神聖なる場所でありますので、副市長、正直に、私もわかっているんですよ。名前言いたいですよ。副市長、警察ざたになりますよ、間違いなく。それを副市長、警察で聞かれるんやったら、今ここで正直に、だれに頼まれて行つて来いと言われたと、正直に言っていたかと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 強制されたものでもございませぬし、ほかの一般的な組織と同じく可能な限りお願いしたということでございます。

私は、副市長という立場や地位を利用して無理に強要したものでございませぬ。

また公用車の利用につきましても、出張中一時的に立ち寄ったところでございまして、それ自体を主目的にしたものではございませぬ。したがって私自身のこと公職選挙法に抵触する行為とは判断しておりませぬけれども、議員が指摘のとおり反省すべきは反省した上で、以後このようなことがないように注意を払っていきたいと思います。

なお、また当該候補者を支援したことにつきましても、あくまで私自身のことでございます、御理解をいただきます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 自分でやったと言ってもね、公用車でたまたま立ち寄ったにしろ、公用車で行ったのも事実であります。で、これ地位利用というところで、副市長、まさに建設業協会だけに行ったわけです。ほかはもう行ってないですか、ここだけ行っただけですか。もう一つえらい問題ですよ。となればね。あなた副市長は、指名審査会の会長であります。となれば、やはり地位を利用していると。こういうふうに見られても仕方ないと思うんですよ。事実。だから反省すべきは反省していただいたらいけれど、やっぱり公的な形の中で、そういうことは不見識やいっても、これは法に裁かれないといけない状況になるんじゃないかなと私は思っています。まあ認めましたが、そやけど私は副市長をどうやこうやちがうんですよ。その元を正したいわけなんです。

副市長、そしたらね、そのはがきを百枚だからもらったんですか。だからもらったって建設業協会に行く根拠を、なんで持って行ったんですか。その理由を示してください。だからもらったんですか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） まあ固有名詞は出されませぬけれども、団体の方からはがきを依頼されました。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 団体。その団体っていうのはちゃんと確認もできて、ここはもう本議会場ですから虚偽の答弁は絶対だめですよ、副市長。ちゃんと

議事録も残っているんですし、正直に言ってもらった方がいいと思うんですけれどね。これは本当に、公職選挙法に抵触しますからね。自分の立場も危ないんですよ、副市長。

市長にここにしていますけれど、これに対して市長として、自分の部下ですよ。選任した人間ですよ。どう思いますか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 選挙違反ということになればね、司直にゆだねていただけたらと、そのように思います。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今、副市長認めたわけですね。それを持って行ったと。そういう形の中でね、自分がやっぱり司直の中にね、ゆだねたらいというようなそんな無責任な話じゃなくて、やはり指導力が欠けているんじゃないですか、市長が。そうでしょう。副市長がやったことであっても、市長あなたの責任ですよ、すべて。

私はもうほんまに言いたいですけれどね、はっきり言って。確信がないから言えませんが。

団体という、そしたら副市長ね、これははっきりと申すてもらわんだらね。ただ指示されて行っているんやから、西村さんとも出会ったことないでしょう。で、この西村さんの国民新党というのは、市長が市民会館に呼んで四百人ぐらい集めて、そのときにお願ひした、国民新党亀井静香さんにも、そらお世話になってるという、そういう意味はわかります。その中で、そういう人を呼んでやっていると、市長ね、投票結果を見たら寂しいんですよ。西村さんって、五條市で九十六票しか入っていない。あれだけ努力しても九十六票かなという思いを持っているんですけれど。ただそれよりも公職選挙法に触れるようなことで、今ここで謝罪するとかしないとかいうのを別にして、これは許しがたいことでもありますし、法の裁きも受けてもらわなければならない。

副市長ね、再度、団体ということは、どこの団体ですか。もうはっきりと、もらって持って行けと言われたことを明確にしてください。どっちにする、わかることですから。これは。

もう市長、認めてもよろしいですか。市長、もう認めたってよろしいですか。副市長、再度答弁願います。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 先ほど言いましたように、名前は言いませんけれども、団体ということ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）言えないって、そんな言えない人から受け取って持って行ったんですか、副市長。言えないって、今本議会場ですからね、言えないとかそんな問題じゃないですよ。公職選挙法に抵触するという事の中で、言えないからって、そんな逃げられる状態じゃないですよ。実際、公用車を使って、ちゃんと依頼に行っているんだから、ちゃんとはがきも持って行っているんだから。それも普通だったら、公示期間以外だったらいいですけれどね、公示日の次の日、選挙期間中にそれをやっているんですよ、副市長。普通から言えばあるまじき行為なんです。その団体も言えないということ。はっきりと副市長、言ってくさいよ。そやないと前に進みません。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）何回も言いますように、名前は言えませんが、団体ということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）言えない理由は何ですか。（「皆、わかってまっせ。」の声あり）

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）とりたてて、これということはいけませんけれども、固有名詞ですので、言えません。（「このままでは話進みません。」の声あり）

○議長（川村家廣）それでは意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

太田議員の一般質問の残り時間は二十分でございます。

五番太田好紀議員の質問を許します。太田好紀議員。

○五番（太田好紀）引き続き質問したいと思います。

先ほどの参議院選挙のことですけれども、副市長にも認めていただきました。これは公選法に抵触するというところで、最後に市長にお聞きしたいと思います。

ここは神聖なる本議会場でありますので、虚偽の答弁はしないでいただきたいと思えます。

この件につきまして、市長が副市長に依頼をして、それを持って行けと言ったかどうか、お答え願いたいと思えます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そういうことはありませんし、記憶にもございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 中途半端なことを言わないでください。「記憶にございません。」ということじゃなくて、指示をしていないのであれば、指示をしていないと。これは今後、警察当局も調べられると思いますので、そのことはこの中の虚偽の答弁になったらあかんで、再度聞きます。指示はしていませんか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 記憶にはございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 聞いているのですよ、市長。記憶にないって、自分の部下ですよ。記憶にございませんって、そんな無責任なことを言わないで、今副市長が問われているのですよ。自分の部下が。それを記憶にございませんって逃げないで、正直に、ここで虚偽の答弁ができないので、指示をしたというのなら、したでよろしいやん。はっきりと、再度お願いします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） はっきりと記憶にはございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） はっきりとって、はっきりということと記憶にございません、というのは意味が合いませんよ。もうちょっと国語の勉強した方がよろしいと思えます。はっきりと記憶にございませんという言葉がないので、再度正直なことをここで、副市長はそれで助かるのですよ。別に副市長を

責めているわけではない。指示したのを副市長、言いたいけど言えないという気持ちがありますので、副市長。正直にね、再度聞きます。指示をしましたか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 再度、再三再四記憶にございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） これ以上何回言ってもちがありませんので、この件に関しては大変重要なことで法に抵触します。

したがって、議長にお願いがありますけれども、これはこのままの状況では置いておけませんので、議長にゆだねますので、そのあとの方向性についてまた御審議願いたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

次にいきます。

四番、ヤマト五條特選農作物ののぼりについてであります。こののぼりのヤマト五條市特選農産物の中に特別営業隊長五條市長吉野晴夫と書かれており、こののぼりを配布していたところ、苦情が殺到したと聞いております。

なぜこののぼりに吉野市長の似顔絵、角のある顔のイラストを入れたのか。こののぼりを作った経緯、また予算はどこから、吉野市長個人で作ったものか。その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えいたします。

ヤマト五條特選農作物ののぼりを作った経緯についてでございます。五條の産業として、特選農産物の振興は必要不可欠であります。その産業を更に振興するために、日本一の生産量を誇る柿を始めとする果樹等、五條市の一大産地を目指す野菜の更なるブランド化を確立するため、販売戦略、PR活動等に活用するため作成いたしました。

また、市長の似顔絵を用いた理由ということだと思っておりますが、これにつきましては、市長自ら特別営業隊長としてトップセールスなどを行い、販路拡大等を推進し五條市の更なる農業振興発展を目指すものでございます。

それと予算でございます。予算は農業振興費から支出をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「幾らですか。」の声あり）

値段は全部で二十万五千七百七十円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）部長、言わんとすることはよく理解できます。販売戦略のためにPRと、これは大変五條市としてもいいかと思えます。これを配って回った人が、あるところへ行つて、この吉野市長の顔が入っているがために物が売れないと、（笑声）こんな角のある顔、なんで入れているんだという苦情があつて、私のところにこのやつを持って来てくれました。（笑声）ここには確かに、特別営業隊長五條市長吉野晴夫と、この名前があるから、物が売れなくなると、こういう御指摘を受けました。

私はまさか市のお金でやっているのではないんじゃないかなと、多分こういう名前まで入っていますし、また似顔絵、これも丸い顔だったらいいのですが、角ばつた、（笑声）本当に性格がにじみ出ているような、よく似ているなと思うのですけれども。そういう形の中で、イラストが入っているということは、自分の個人のお金でやっているのかなと思ひました。しかしながら今の部長の答弁では、二十万幾らかのお金でやったということですが、これ冗談みたいな話ですけれども、顔が載るとか載らんとかは別として、公的なもので、やはり販売戦略としてはこういうのぼりというのはいいかもしれませんけれども、果たして市長の顔を載せるということは、いかがなものかなと。市長個人のお金でやる場合でしたら、いいかもしれませんけれども、市のお金を使って、市民の税金を使うには、この顔は値しないのではないかなと。

そして、特別営業隊長、これいつ決めたのですか。部長、隊長という。（笑声）トップセールスって、今もほとんど何もしていないのに、今後やってくれるという期待もあるのかもわかりませんが、特別営業隊長という、この名前は確かにいいと思うのですけれども、販売の拡大を推進し、更なる農業の振興発展目指すためであるという、それは確かにいいことなんですけれども。市のお金を使って。

またこれを配った人、そして配って回った人も、こんな立てないやろと言つたら、いやあ、ほとんどが苦情を言われていますと、こういうことを言つたらいいです。だから、公的なお金にするのなら、本当に皆さんが納得するような、まして吉野市長の人氣があればよろしいですけれども、ぼくらかつて一般の人から、来年度選挙あるから顔と名前と載せたんじゃないかなと、こういうことも言われています。それはいろんな想定の中で、もうちょっと市のお金を使うならよく考えて、担当課もね、やつていただきたいなど。

そしてね、この似顔絵といつても、こんなお金もかかりますし、だれが指示を出して作らせたのですか。部長。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

だれがという意味でございますけれども、これは市が農産物の振興のために、市長自らトップセールスをしてやっているという意気込みでございます。

そういうことで、だれがというのじゃなしに、市の方針として、この農業の五條で一番大事な産業ですので、「そんなん聞いとるんじゃないです。」の声あり）それをしたということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「違いますよ。聞いていることが全然違います。そんなこと聞いていません。」の声あり）

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員の質問にお答えさせていただきます。

市の方針で、だれが指示したというのじゃなしに、そういう会議をして市の戦略としてやっているという、販売戦略でございます。それで御理解いただきたいと思えます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そしたらその会議、いつどういう会議でこの形を、イラストも作ったりいろいろしています。そういう会議を何回して、この似顔絵を入れるということの、どんな会議と、やった日時と、だれが参加してどのような協議をしたのか、ここでちょっと説明してください。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） やった日というのは、今覚えていませんけれども、しかしそういう戦略をやっているというの、それはもともと必要なことでございます。（議場に声あり）その中で何回というのじゃなしに、こういうことをやっているという、最終的にはもちろんん決裁を取ってやっておりますが、そういうことでしたということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） わかっていないということはないでしょう、部長。そこから、今こういう形のイラストを作ると、だれかが、担当課が、どっかのところに発注すると、したら大体こういう形ですよという、イラストができて、こういう形でやりますという、そういう形の中で担当課と打合せしながら、それからまた業者と打合せして、これはこうでいいと、こうしようと、いやここには吉野さんの顔を載せようと、こういうことのいろんな協議

の中でできあがったその過程を教えてくださいと言っているのですよ。余計なことは、質問時間がないので、ぼくが言っているのは、だれが指示をしたのか。この顔を書き載せたいのはね、こういうものを作るといふことの前提の中で、なんでこの顔を書き載せたのか、だれが指示をしたのか聞いていますよ。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

繰り返して申し訳ないですが、それは今のトップセールスの必要性、そういうことからさせてもらったのです。（「そういうことを聞いているのじゃないですよ。」の声あり）そやから、それは会議の中で、だれの指示ということじゃなしに、最終的には決裁取っているのです、決裁となれば最終は市長になります。しかし、それは各部署、部署、こういう組織ですので、その中で協議をして決めたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） それはわかっています。部署、部署で協議をしてどんどん進んで行ったんでしょう。そやけどこんな顔を書き載せるって、だれかが提案しなければできないことでしょう。それはどんな会議の中で、だれが参画して、その中でこの似顔絵を入れる、入れないと、普通のものだと、まづ入れることはあり得ないですよ。だから、どんな会議の中でだれが参画して、担当課やったら、だれとだれとの協議の中で、こういう形にして決めたということをお教えいただきたいと言っているんです。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は、まずあのイラストは無料で貸してありますね。（笑声）

それから、太田議員の質問に的確にお答えいたします。三時間ほど休憩ください。いつ幾日ということ調べて、あなたの唐突な御質問でございます。三時間くらいでいけると思うし、それでわからなかったら、再度議会を延長していただいて調べてということ、提案をさせていただきます。思います。

そこまでいろいろな議会の中の答弁はわかりません。各部門でそれぞれやっておりますから、だから三時間でまあまあいけると思うのですが、あかんだったら再度で、それで調べますね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 太田議員の一般質問の残り時間は八分でございます。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今市長から三時間待つてくれと、私はその説明を伺いたいということで、市長の方から三時間待つてくれという要請がありました。

（議場に声あり）続けると言うて、その資料を今三時間かけて調べると、当然本議会議場ですから、私が質問していることは告知されています。しかしながらそんなこともわからないって、ましてこんな本議会議場で質問されるある程度の予測をしながら、ある程度部長、認識するのが当たり前じゃないですか。それもわからないという、まして三時間もかかるという、こんな五分くらいで担当課に行ったらすぐわかることと違いますか。それを三時間かかると、こんな無責任な話に対して議長、私は納得できません。

○議長（川村家廣）だから続けてもらおうと言うているんですね。

だから、生活産業部長、似顔絵をだれがどのつて、その返事だけしたつてくれたらいいんちがいますか。生活産業部長。（議場に声あり）
○生活産業部長（櫻井敬三）再度、五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

同じ繰り返しですが、だれがという、それをだれがしたからこの結果になったという考えじゃなしに、そういう部署、部署の組織の中で考えて最終的に決めたということです。（議場に声あり）最終決裁をとつてやっておるということとございまして、この金額は二十万ですので、二十万に見合う決裁でいいということです。ごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。（議場に声あり）

（間）

（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）本議会議場で質問しているので、できたら継続してやっっていくことが望ましいと思いますので、時間を。こんなんね、市長が三時間と言っていますけれども、多分五分で、書類を取ってきたら部長、できることでしょうか。議事録もそれだけの協議をしたことくらいそれは残していると思いますので、担当課に取りに行つて来いというそれだけの指示でしょう。それだけでもお願いします。

○議長（川村家廣）意見調整のため、また休憩いたします。

午後一時四十六分休憩に入る

午後二時六分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

太田議員の質問に対する生活産業部長の答弁を求めます。生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）大変失礼しました。

五番太田議員さんの質問に、再度お答えをさせていただきます。

時期というのは六月の初旬、課内の内部の打合せでございますので、一つずつ、議事録というのはございませんが、課の中の打合せでやっています。

それと最終的に六月二十九日に決裁を、私の部長決裁でやっています。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）まず、これだけの時間を待たせたことにおわびを入れるのが筋道じゃないのですか。

こんな公的な形の中で、またそういう内部資料というのは、議事録はなきにしても明確に処理をしていたら、簡単にできることなので、これくらい待たせるということ自体が、もうちよっとその辺の書類の整理をきちっとするべきだと思っております。

そして、六月の初旬と二十九日の二回ということになりましたけれども、このイラストを作ったという形で、その中でどっかに発注をかけて出来あがったやつを、こういう形になりましたとかいろいろ、それまでにどういう形にするかということを協議すると思うのですよ。その中で、もっと慎重に協議をしたら良かったのじゃないかなと、まして公費で使うならば、これは確かに特別営業隊長という、そういう名目はよろしいし、市長が先頭に立って五條市の農産物をトップセールスするというのはいいと思うのですよ。ただし、公的なお金を使う形において、市長の似顔絵を載せるとか、また吉野市長を載せるとか、意味がまるつきり合っていないですね。やっぱ公的な違い。市長の個人お金でしたら、それでいいかもわかりませんが、でも。宮崎県東原さんの似顔絵も全国に発信されています。あれは、県がお金を出しているのじゃないのですね、民間がやっていることなんです。五條市も、今市長が言うたように、貸していると、市長が言っていましたけれども、当然市長の顔を入れるとか入れないとか、それも苦情が出てきたということもありますけれども、もうちよっと公的なお金を使うことに対しての定義をきちっと認識して、担当課もやるべきじゃないかなと、そうい

うことを申し上げて終わりたいと思います。

次に……、

○議長（川村家廣）この際申し上げます。太田議員の一般質問の残り時間は五分でございます。

○五番（太田好紀）時間のお許しを願いたいのは、これだけロスが出ました。そして以外の答弁、的確な答弁であれば、これくらい時間がかかってなかったと思うので、最後まで一つ残りますけれども、それは取りやめて、今度総括の場でやらせていただきたいのと。この一点に関しては、お許しを願って、進めていきたいと思うので、その辺の御了解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）的確にお願いします。

○五番（太田好紀）はい。それは市長に言っていたらよかろうと思いますので。

次に五條市立五條保育所にある桜の木の伐採についてであります。この随意契約はどのように決めたのか、また業者の選定はどのようにして決めたのか、その経緯についてお尋ね申し上げます。

○議長（川村家廣）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）五番太田議員の質問、市立五條保育所にあった桜の木の伐採についての随意契約、あるいは業者選定について自席から失礼してお答えします。

五條保育所の桜の木の伐採処分につきましては、園庭にある桜の木に大量の毛虫が発生し、入所児童に危害を加える恐れがあり、また隣接する土地の所有者にも迷惑がかかる恐れがあるため、対応について協議を行い、早急に伐採処分をすることにいたしました。

この業務につきましては、役務登録に属さない業務であるということで、業務の実施が可能な市内三業者に見積書を徴し、最低見積金額の業者に施行させております。

業務内容につきましては、入所児童、隣接する土地の所有者、地域住民、また景観等にも配慮し、桜の木七本のうち五本を処分させたものであります。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）眺めについて私は文句を言っているわけではありません。

業者選定についてありますが、まずこの三業者の合見積もりということで、取ったと思うのですけれども、この二者は登録業者、要するに許可を持った方だということで、一者だけが許可の持っていない人を選定していると、おかしいなということの一般の人からの苦情がありました。そういうわけで私は一般質問をしたわけですけれども。

昨年の六月に私は随意契約のことを市長に申し上げた経緯もあります。普通ならば、そういう形の中で適正にやっていたらいいと思っておりますが、今回また三者の見積もりはありますけれども、その中に許可の持たない、県とか市の登録業者でなかったということに対して、なぜそういうことをしたのかなと、根拠として、理解ができないのですよ。部長。

その中身として、合見積もりを三者で取ったということですが、その相見積もりというのは、業者の三者をだれが決めたのか、今言うたように、五條市内、近くの方とされていますけれども、その三者というのはだれが決めたのですか。それは監理管財課が決めたのか、それとも管轄が児童福祉課になりますので、業者のことはわからないと思えますので、それはどういう形の経緯でこの業者選定を決めたのか、ちよつとお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）太田議員の質問に再度お答えをさせていただきます。

今おっしゃるように、業者の選定ということでございます。これにつきましては、基本的に委託契約という形ではなしに、役務費、いわゆる人的サービスを行うような形をとっておりますので、委託契約書がございません。だから随意契約というのではなしに、あくまでも人的サービスを受けるということで、伐採と処分だけの業務でございましたので、先ほど説明させていただいたように、役務登録に属さない業務ということで、業者選定を三者にさせていただいたということでございます。

だれにという、その三者をどう決めたんかということですが、これにつきましては、基本的に仕事のできる人ならだれでもいいということでございます。ございましたので、そういうような形で三者になったということでございます。

御理解いただきたいと思います。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）人的サービスとか、委託契約ではないということですが、当然市から発注する場合、委託業務でなくても合見積もりは取っているわけですね。当然そういう形の業者に、まるつきり全然違う人に渡すわけじゃないんですね。だからある程度、その中における基準というの

は、業者選定とか登録している業者、五條市は造園業者がおるのか、あるいはそれ以外の職種の方の登録しているのを当然だと思うのです。その中に二者だけは登録しているけれども、一者だけが登録していない方だということで、私は疑問に思っております。

だから、今の三者を決めた、先ほど私が答えてほしかったのは、だれがその三者の業者を選定したのか、教えていただきたい。簡単にそれだけでいいですから。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の再質問にお答えいたします。

だれがというよりも、これも先ほどの話じゃないのですが、決裁としては二十万前後ですので、担当課の方で決裁をしておるところでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 担当課が決めたということですが、この中で私が一般質問をするということは、相当部長もヒアリングされていると思うのですけれども、合見積もりは一者、一者に電話をかけて、一者、一者が持ってきたのか、その経緯をちよつと説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の再質問にお答えします。

基本的にはやはり今おっしゃるような形で、一者、一者に見積もりをお願いするというところでございますので、そういう形で上がってきたというふうに思っております。

以上です。（「一者、一者持ってきたのか確認できていますか。」の声あり） 見積もりにはもちろん金額が入ったということで、受け取っております。（議場に声あり） 確認は、私はしております。（「それを確認していただけますか。」の声あり） そしたら、ちよつとすみません。

（問）

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） すみません。再度の質問にお答えします。

一者、一者の確認はいたしております。（「だれが受け取ったのですか。担当課はわかっているでしょう。」の声あり） 先ほど御説明したように、

三者の見積もりはすべて頂いております。ただ見積もりを頂いたときに、向こうが直接持ってきたのか、そういったものを私は確認できていなかったという、（議場に声あり）届いているのは、担当課に当然届いております。確認はしております。（議場に声あり）一者、一者ではなかったということだと思います。（議場に声あり）届いたかどうかの確認と思いましたが。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）持ってきたのかということをお聞きしておるのやから、もう一回だけ、時間がないので、これが最終答弁でよろしいやろ。（議場に声あり）もうあきまへんで。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）失礼いたしました。

一者が三つの見積もりを持ってきたということでございます。それを窓口で受け取ったということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）その話、正におかしいですよ。業者に連絡をとって、その一者が持つて来るといことは、正に談合にかかわることですよ。見積書三者のを一人でまとめて持つてくるのやから、当然これは不正ですよ。

だから昨年六月にも随意契約のことを言わせていただきましたけれども、こういうことをまだやっていること自体が根本的におかしいし、これは事実私が聞く限り、市長の命令でその業者を選定したということをお聞きしておりますけれども、こんな不正はあってはならないし、またそういうことを、まだいまだにやっているということは、市長の責任でありますし、こういう不正を、正に市長は談合してはいけないと言っている方が、正に談合をやっているということしか言いようがないと、こういうことを言い添えて、もうちょっと市長も考えて、部下にも指導を徹底して自分が言っていることに責任を持つてやっていただきたいと思えます。

終わります。すみません。

○議長（川村家廣）以上で五番太田好紀議員の質問を終わります。

次に、四番堀川浩美議員の質問を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美質問席に〕

○四番（堀川浩美）議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

奨学金制度、医師とかスポーツとか科学者とか芸術家とか素質のありそうな未来の卵に、五條市から奨学金制度を作っていただけませんか。

○議長（川村家廣） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 四番堀川議員の一般質問、質問事項一、奨学金制度についての御質問にお答えいたします。

現在、五條市独自の奨学金制度として、五條市育英会による奨学金制度がございます。

この育英会は、五條市独自のもので、前途有望な学生を支援することに賛同した有志の方々と市の補助金を原資として昭和二十六年に設立されました。

今までに育英金を貸与した奨学生は約三百人のぼり、それぞれが各方面で活躍しております。

五條市育英会は、公立、私立を問わず高等学校に進学する生徒で、健康、人物、学力ともに優秀であり、学資の補助を必要としている生徒に入学から卒業までの期間に三年間で七十二万円を無利子で貸与し、卒業後就職してから五年間で返済をしていただいております。

特に、平成十二年度からスポーツ、又は文化活動の分野において特に優れた資質能力を有する者にも、その対象を広げて貸与しております。

また、本市といたしまして、五條市育英会による奨学金や公的な奨学金制度の奈良県高等学校等奨学金、生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金のいずれかに申請し、卒業した年の四月から貸与を受けている者については、予算の範囲内で支度金を給付し、支援をしております。

なお、この奨学金制度の活用については、各中学校を通じて案内をしているところではありますが、この制度の運用について万全を期せるように支援をしてまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） どうもありがとうございます。

そこで、お尋ねいたします。

例えば医師になりたいくても家庭の都合で大学に行けない子とか、サッカーの好きな子が夏休みに泊りがけで試合に行けないときとか、絵の描くのが好きな子が専門的に習いたいとか、とにかく五條市から多くの有名人が育っていただきたいのです。

どうか御支援できることがありますでしょうか。

○議長（川村家廣） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 大学生等につきましては、公的な日本学生支援機構等の奨学金が無利子、あるいは利子付きでその制度を利用いただいております。

すし、また医師につきましては、法務省の方で矯正医官の修学資金等があります。それぞれ独自で奨学金制度がありますので、その活用をお願いしたいなどというところで、五條市としては今現在、育英資金を利用させていただいた中で、支援をしてみたいと思っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）どうもありがとうございます。

では、次にまいります。

二番、二見保育所の来春の入所児童の募集について。平成二十二年四月一日現在で、二見地区幼児の人数は百七名がいます。前もって幼児人数をお配りしておりますので、御覧ください。

五歳児十名、四歳児十四名、三歳児十三名、二歳児二十名、一歳児二十二名、ゼロ歳児二十八名、年々二見地区の幼児が増えていることがわかりいただけると思います。

そこで、お尋ねいたします。来春、入所募集はしていただけるのでしょうか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）四番堀川浩美議員の一般質問二、市立二見保育所の来年度入所児童の募集について、自席から失礼してお答えをいたします。

二見保育所につきましては、平成二十一年十月現在、定員九十人に対し、入所児童二十三人、充足率は二五・五パーセントであり、平成二十二年三月に十一人が卒園し、新規入所児童を見込んで平成二十二年度の入所児童は十六人程度となる予定でありました。

このような状況から、適正な集団の形成と児童に望ましい保育環境を整えることが難しいため、また市の財政健全化を推進するため、二十二年四月から当分の間、休所することとさせていただき、現在休所中でありました。

二見地区のゼロ歳から五歳までの児童数につきましては、平成二十一年九月三十日現在が百二人、平成二十二年三月三十一日現在が百七人と若干増加をいたしております。

しかし、五條市全体では一千二百五十九人が一千二百三十四人と、二十五人減少しており、少子化が進行している状況であります。

また、保育所入所児童数につきましては、平成二十一年四月には公立保育所五百二人、民間保育所二百三十五人、合計七百三十七人でありましたが、本年四月には公立保育所四百六十七人、民間保育所二百三十三人、合計七百人と合計で三十七人減少し、公立保育所では三十五人の減少であります。

つきましては、このような状況から、二見保育所は入所希望児童の大幅な増加が見込めないこと、園舎の老朽化が進んでいること、進入路が狭いなこと、また児童送迎時の駐車場がないこと等から、現地で再開所は非常に難しいと考えております。

今後は、五條市の次代を担う子供たちの健全な育成環境を整備し、適正な集団の形成並びに児童に望ましい保育環境を確保するため、保育所の統廃合、また幼保一元化等を推進するにあたり、将来的には二見地区及び他地区も含めた五條西地域において、新たな保育所の設置も検討する必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 昨年よりも五名増えたということは、五條市でどこか児童は減っていても、増えるところがありますか。五名でも増えたということは、すごいと思いませんか。

そして、先ほど部長さんが言われたように、進入路が狭いとか、建物が古いと言われるんですたら、新しく建てる予定はございませんか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども少し答弁で申し上げたとおり、将来的には今の現状では非常に厳しいと、場所的にも道路的にも非常に厳しい状況であるということから、将来的にはほかの地域も含めた形で新たな保育所の建設も検討していきたい、こういうことで先ほども答弁させていただいたとおり、ほかの地区も含めた形で考えていくということが必要であろうと思っております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） ありがとうございます。

行政は人口の増えるように、五條市に住んで良かったと市民に言ってもらえるのが仕事だと思います。どうかひとつよろしくお願いいたします。次に移ります。

農産物の増産と加工について。八月二十三日、過疎地域自立促進計画案の説明の中で、今後は柿、梅の一次産品でなく、農産物の増産と加工による高付加価値化、果樹の栽培品目の拡充、観光農業の推進など地域の活力を支える産業と人材が育つまちづくりなど、五條市過疎地域自立促進計画案

という立派な計画案を立てていただきました。誠にありがとうございます。

今、日本は外国から多くの食料品が入ってきます。でも皆さんは、安心・安全な食べ物を求めています。もし、できるものなら販売価格の高い野菜を作るとか、ぶどうを作つてぶどう酒を作ったり、またタラの芽を量産して特産物にしたり、天候に左右されないハウス栽培とか、水耕栽培とかを農協や4Hクラブ、農産物生産組合とか、今も一生懸命頑張つてやってくれているとは思いますが、野菜作りの成功経験者の話を聞いたり、農業大学の先生に御指導をいただきながら、青物をそのまま出荷せずに、できるだけ加工し、安定した販売ルートを拡大していただき、若者たちの働き甲斐のある農業に官民一体となって取り組んでいただき、農産物で五條市が元気になり、過疎から五年の間に自立できますようお願いいたします。

そこで、お尋ねいたします。

人口流出から五條市が逃れるためには、過疎地域自立促進計画はとても良い計画だと思います。今利益を上げているのは、自分のところで栽培したものを加工して、ネットで販売しているところだそうでございます。

地域の活力を支える産業と人材が育つ勉強会を定期的に開いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 四番堀川議員の質問にお答えをさせていただきます。

本市の過疎地域自立促進計画では、果樹を含む第一次産業の経営安定化を図るとともに、二次、三次産業の連携による新たな地域ブランドになる特産品の開発や後継者問題に対する人材の発掘など、振興方策を推進し、多様で力強い農業振興を図る、このまちづくりを目指しております。

本市は、生産量日本一を誇る柿などの果樹栽培が非常に盛んであるということ、また野菜、畜産、養鶏なども非常に盛んであるということは、御案内のとおりでございます。

市といたしましては、今御質問いただいた、そういうことに対しましては、国・県・農協など関係機関と連携を図り、生産者に対して生産・販売技術の向上と果樹産地等のブランド化の確立に取り組んでいるところでございます。

今後、更に農産品加工による高付加価値化、果樹栽培品目の拡充等も視野に入れて、関係機関と更に連携を図りながら、生産者の勉強会等、情報発信をしながら支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。そこでお尋ねいたします。

五條市の産物を官民一体となって取り組むためには、広報に載せたり、市長さんを始め議員はもちろんのこと、市の職員さんの名刺一つを作るにしても、産物の写真を入れたりすることで拡充につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）四番堀川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員からの提案をいただきました、五條の産物を広報で紹介することや、五條市の産物などを写真入りで名刺を作っていくということ、非常にいいことだというふうに思います。そういうことをやっていくには、当然トップとして市長始め職員、そして堀川議員が今言っていた議員も皆さんが一致協力して地域のまちづくりに、農業の振興というふうにしていただけるといふうになれば、またそういうふうに進めることは販売販路の拡大などにつながるといふふうに考えますので、このことについては、今後市全体の取組の中で、前向きに検討していきたい、そういうふうを考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

そこでお尋ねします。

昨日、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会の太田委員長長の報告、会議の意見として、ミニバイクのご当地ナンバーのお話を聞かせていただきました。五條市でも是非特産品をナンバーに導入していただくことができましょうか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）四番堀川議員さんの再質問にお答えいたします。

PR、いろんな方法があると思うのですが、そういう啓発、またそういうことを含めて、いろんな形で五條市の発展につながるといふことに、そういうやり方、ほかの方法も含めて総合的に検討して進めていったらというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（川村家廣）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）ありがとうございます。

そして、先ほど見せていただきました農産物ののぼり、あれはほんまにありがとうございます。是非とも進めていただきたいと思ひます。（笑声）よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、平成二十二年度五條市一般会計補正予算の都市計画費、新金剛トンネル基本構想調査業務委託料五百万を入れていただきましたことは……、

○議長（川村家廣）堀川議員、質問の内容にありません。（「これは、言うだけです。」の声あり）言うだけでも、あきません。（笑声）

○四番（堀川浩美）それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）以上で、四番堀川浩美議員の質問を終わります。

次に、十一番峯林宏政議員の質問を許します。十一番峯林宏政議員。

〔十一番 峯林宏政質問席に〕

○十一番（峯林宏政）議長から発言の許可が出ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

五條市立養護老人ホーム花咲寮の今後の方針をお聞かせください。

既に御承知のとおり、当施設は昭和三十年に現在地に新築移転をし、昭和三十八年に老人福祉法の施行に伴い、五條市立養護老人ホーム花咲寮として運営を開始し、過去数回の増改築を行い、現在の定員八十名、居室数二十九室で施設を運営されております。

築後五十年を経過して老朽化が進み、また耐震補強もなされておられませんし、養護老人ホームの設置基準に合致しない部屋が多数存在していると聞いております。

入居状況については、平成二十二年四月一日現在、四十四名で、平均年齢は八十歳を超え、介護を要する入寮者が年々増加しているようであります。

この状況を踏まえ、市として花咲寮の今後について、どのように考えているのかお聞かせ願ひたい。

まず、それを第一問とさせていただきます。よろしく担当部長、お願ひしたいと思います。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）十一番峯林議員の一般質問、一つ目の花咲寮の建て替え計画について、自席から失礼してお答えをさせていただきますと思ひます。

御案内のとおり、当該施設は昭和三十年に五條養老舎から花咲寮として改正し、現在地に新築移転を行い、昭和三十八年に老人福祉法の施行により五條市立養護老人ホーム花咲寮として運営を開始、その後、昭和四十年、四十七年、五十年と福祉サービスの向上のため増改築を行い、現在の定員八十名、居室二十九室となりましたが、築後五十年が経過し、非常に老朽化が進んでいるほか、現在の養護老人ホームの設置基準に沿わない部屋が多数ございます。

入所状況につきましては、平成二十二年四月一日現在、四十四名で、平均年齢は八十歳を超え、介護を要する入所者も年々増加傾向にあります。

この状態を踏まえ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、トイレ、風呂、居室等の改修を行いましたが、まだまだ修繕箇所は多数ございます。

建て替えの用地のこともあり、現在の場所も含めて非常に建て替える状況は厳しいというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十一番 峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政） 部長の答弁では、現状では大変厳しいということでしたが、朝の議員さんの質問に対し、東南海地震がいつ起きても不思議でないという市長の答弁があったように思います。いろんな状況があるのかと思いますけれども、福祉に関してやらなきゃならんことは徹底してやっていかなきゃならん。これはぼくの持論でありますし、またあの地においては大変な傾斜地であり、今年のような気候の変更に、状況が大変著しく変更する、また大雨も降って、土石流や土砂崩れ等々が発生する地でございますので、早急に何か良い対策、また行政としてその責任をとっていかなきゃならんと思うのです。それについて、市長にお聞かせ願いたいと思います。

部長は部長の答弁として、市長は市長の答弁として、私は聞き分けていきたいと思っております。市長、いかがでございますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 市といたしましては、現在の厳しい財政状況を考えますと、現状での運営は非常に困難だと思っております。しかし、いろんな形の中で、指定管理者への制度、また社会福祉法人への事業譲渡、運営譲渡をするか、いろいろと考えていかなければならないと。あれも相当な歴史がありますのでね、どないかしていかなければならない問題だと、このように思っております。

ただ、峯林議員がおっしゃるように、耐震はしていませんが、結構古い建物で、分厚いというのがせめてもの救いかなと。しかし、それによって耐震しないというわけにはいきません。思い切った取扱いを今後考えていかなければならないかなと。御指摘のように山間部で、平地ではございません

ので、あの場所での建て替えというのも非常に困難かなと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、福祉という意味で、先般いろんな制度を使って、風呂場とか調理場とか、トイレの予算を皆さんに御承認いただき、させていただいたわけですが、抜本的なことはこれからいろいろと考えていきたいと思っております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十一番 峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政） 今の市長の答弁は、いろんな形でいろんな制度を運用し考えていくという答弁でございますけれども、今朝いただきました五條市過疎地域自立促進計画の中に、平成二十五年程度くらいには六億六千万円くらいの予算計上をなされておりますけれども、過疎対策費とかいろんなものもろの国の施策を利用して計画を立てていただいておりますけれども、計画は計画として遂行していただくのは結構な話ですが、一日も早い計画、実行に移っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、二番目の質問に対しまして、昨年の厚生建設常任委員会で報告のあった社会福祉法人への事業譲渡や西吉野在宅福祉施設建設のような民間参入等の考えがあるのかどうかを併せてお聞きします。

私としては、お年寄りが心身ともに健康で生きがいのある豊かな楽しい生活が送れ、毎日の暮らしの中で、環境の整った体制で、残された人生を過ごしていただきたいと願い、施設の大規模改修や建て替えを検討し、指定管理者制度の導入や社会福祉法人への事業譲渡、運営委託を早急にすべきと考えております。

これにつきまして、先に市長が少し述べられておりますけれども、もう少し突っ込んだお考えがあるのかどうか、再度市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、指定管理者制度へ移行する場合、指定管理料や措置費の支払いが発生すること、また奈良県の高齢者保健福祉計画に則し、必ず奈良県との協議が必要となっております。

市内社会福祉法人へ運営を譲渡する場合、まず五條市老人保健福祉計画の第六期、平成二十四年から二十六年に事業譲渡の計画を盛り込むことが必要となってくる。方法としては、施設建設費用に対し、市が条例で定められた補助を行うこと、管理運営を法人に委託すること等が考えられます。

また、現在地や市所有の土地に企業誘致を行い、民間の力で施設建設及び運営を行っていただくことも一案であります。

いずれにいたしましても、超高齢化時代に入り、経済情勢も非常に厳しい中、今後、低所得者や無年金者、生活困窮者、また独居高齢者などが増加すると考えられます。

行政として高齢者の中でも、社会的弱者の受皿的役割を持つ養護老人ホームの意義は大変重要であると考えておるわけでございます。

市といたしましては、お年寄りが心身ともに健康で、生きがいのある豊かな楽しい生活が送れ、毎日の暮らしの中で、環境の整った体制で残された人生を過ごしていただきたいと強く願っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十一番 峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政） 明確な答弁と私は思っておりませんが、朝からの議会運営委員会の中で財政的ないろんな話がなされたそのときに、ちょっと紛糾した中で、「金のことは俺が準備したらええんやろ。議会が俺の言うことについて賛成したらええんや。お前らせえへんさかい、何でもかんでもできれへんのや。」というような言葉が出て、ちよつとぼくも市長に対して異議を申し上げたのですけれども、市長の大きなたんかを期待いたしました、これからの市長の力、手腕を期待するとともに、恥のかかないような進め方をして素晴らしい福祉を充実してあげていただきたいことを申しまして、一般質問を終わります。

○議長（川村家廣） 以上で、十一番 峯林宏政議員の質問を終わります。

次に二番 山口耕司議員の質問を許します。二番 山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

最初に、乳幼児の髄膜炎を予防するヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございます。

（一）といたしまして、助成の内容と周知の徹底についてでございます。前六月定例議会におきまして、未来を担う子供たちの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン公費助成について一般質問をし、市長より「今まで任意予防接種については公費による負担はしていないが、子供たちの将来を守るために接種費用の一部を助成することにより保護者の負担を少しでも軽減し、接種しやすい体制を早急に整えたい。」と、大変前向きな答弁をいただき、議会としても全議員の皆様の賛同で公費を求める決議を致すことができました。そして、本議会に提案されております九月補正予算に計上されましたことをこの場をお借りいたしまして、市長始め関係各位の皆様にご心より御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

前議会でも言わせていただきましたように、この質問をさせていただいたきっかけは近所の乳幼児を抱えたお母さんからの相談により始まったわけで、この方に取組が始まったことを知らせますと、大変喜ばれ、早速手続をさせていただきますと言われましたが、この方は県外で出産され、そのまま病院の小児科で乳幼児健診をされておられます。市内、市外それぞれ違う病院で健診される方がおられます。そしてまた五條市は他市と比べても積極的にこのヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの金額を多く助成をいただいております。その助成の内容とどのように周知徹底されるのかを、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）二番山口議員の一般質問、一、乳幼児の髄膜炎を予防するヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの公費助成について、（一）助成の内容と周知の徹底ということでございます。

ワクチンの公費助成につきましては、六月議会におきまして答弁いたしましたとおり、早期実現に向け準備を進めております。

現在、奈良県におきましては、ヒブワクチンは都市部では三市が実施しており、助成額は一市が全額、ただし一歳未満のみで、二市につきましては三千円となっております。

小児用肺炎球菌ワクチンは今年の二月に認可されたばかりということでございますので、助成している市はございません。

本市といたしましては、約半額を助成するというところで、ヒブ・肺炎球菌ともに一回当たり四千円とし、四月一日からの実施予定として、本議会に補正予算として計上をさせていただいております。承認していただいた後は、広報に掲載し、市民への周知を図る準備を進めてまいります。

なお、既に接種済みのヒブ、約延べ七十人、肺炎球菌で約延べ四十人の対象者には償還払いになりますが、今後は公費分を差し引いた安い料金での接種ができるようになるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）確認のために再度お伺いいたします。

今、一回当たり四千円ですか、そして年齢対象があると思うのです。乳幼児ゼロ歳の方は四回受けなければならないとか、また五歳くらいの方だと一回で終わるといふ、こういうケースがあると思うのですけれども、乳幼児の受けられる範囲、いわゆるゼロ歳から五歳までになるのか、そしてまたこの四月一日からということ、今年の四月一日以降にヒブワクチンを受けられた方、ただそれは継続して三回目になるのか、四回目になるのかわか

りませんけれども、その方は対象になるのか、その辺詳しく教えていただけますか。
よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

基本的に先ほども申しましたように、まず一回に四千円ということと、対象年齢につきましては、ゼロ歳児から五歳児までということと考えております。

それと、四月一日からということ、先ほどもお話しさせていただきましたので、ただ、今本議会において議会の議決を得てできますと、当然四月一日を対象という形で償還という形になるように考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）一人の方が、ゼロ歳児の方が四月までに二回受けてであると、四月一日以降はあと二回分しか出ませんよというふうにとらえてよろしいですか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）再質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、四月一日を基準としておりますので、その範囲内については償還するという考えでおります。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）できましたら、その辺余裕を持っていたら、受けられるような。ここまでやという部分は大変難しいかと思うのですけれども、取り組んでいただけたら有り難いかなと思います。

大変市長にも御協力をいただきまして、他市町村よりも抜きん出た肺炎球菌、またヒブワクチンの取組について感謝を申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

二番、新たな公共交通の取組についてでございます。

三月議会におきまして、私の一般質問で平成二十三年度にはバスが運行できる、試運転ができますかとの問いに對しまして、市長より平成二十二年
度いろいろな調査した結果を踏まえて、公的な弱者に對する交通網を確立していきたいという答弁をいただきました。

六月議会におきましても、現在何名でどのような体制で、どのような視点から取り組んでいるのかの問いに對しまして、総務部長より次のような答
弁をいただいております。

「企画財政課で現在担当課長補佐、担当職員二名及び緊急雇用創出事業等において雇用する臨時職員二名の合計五名体制です。本市の地域公共交通
における視点は主に移動手段を持たない子供、高齢者のための新たな地域交通体系への取組であり、中でも高い高齢化率で示すとおり高齢者の移動手
段の確保は重要である。地域交通の活性化は人の流れを生み、生活の幅を広げることにつながると考えております。今後の五條市全体の活性化を左右
し得る重要な取組であると認識しております。」という答弁を、総務部長よりいただいた内容でございます。

そして、私は最後に生活交通を考える上で、大切なのはバスを走らせることではなく、いわゆる地域が交通に對して何を求めるのかを調査して生活
交通をつくっていただきたいとお願いを申し上げた次第でございます。

そして、目標の運行の時期までに日が迫ってきているわけでございますけれども、私の通告の質問のとおり（一）コミュニティバス運行の目的につ
いて、総務部長に再度お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 二番山口議員の一般質問、二、新たな公共交通の取組について、（一）コミュニティバス運行の目的について自席から失礼をし
てお答えをいたします。

本市では利用者の減少により、バス事業者の不採算路線からの撤退が進み、特に山間部の高齢者の通院、買物等、日常生活に支障を来していた状
況から、平成二十年度より五條市地域公共交通連携計画に基づき、西吉野・大塔地区で補助率二分の一の国庫補助を受け、デマンド方式の乗り合いタ
クシー及び生活バスの実証運行を行ってまいりました。

これらの実証運行を踏まえ、来年度以降は市内全域における新たな公共交通網の整備を行うべく取り組んでいるところでございます。

御質問の公共交通網の整備の目的ということでございますが、これは市民だれもが何らかの公共交通による移動手段を持つこと、いわゆる公共交通
空白地域を改善することが目的と考えております。

現在、市内の公共交通といたしましては、JRと奈良交通株式会社が運行する路線バスのほか、先に述べましたデマンド方式の乗り合いタクシー及

び生活バスを運行しておりますが、これらいずれの公共交通も整備されていない地域に対し、優先して路線整備を進めていくことが必要であると考えております。もちろん既存の公共交通についても路線や運賃などの見直しを含め、再編を進めていく予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）大変有り難い目的だと思っております。

やはり市民だれでも利用できることが目的なんだと、また交通の空白区においてバスを運行させていくという目的を若干聞かせていただきました。高齢の方、また自分一人で外出できない方がたくさんおられます。自由に利用できる、いわゆる外出手段を持たない、また日常外に出ることの困難や不便さを感じている市民を対象に身体的制約があっても利用できる交通の手段ということをしつかり考えていただきたいと思うのですけれども、その身体的制約があっても、バスに乗れるのですか、ちよつとお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）この間から、公共交通に関する市民アンケートを行いました。

その結果、バスの車両についての部分では、小型のバスがいいですよというのと、乗り降りが楽なノンステップバスというような御意見が非常に多かったように思います。また身障者対応の車いすが利用できるようなどというような声もございますけれども、その辺、また地域公共交通会議でそういうような意見もあるということを十分反映させるような形で協議して進めてまいりたいと思います。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）大変ありがとうございます。

また後ほどにも、出てくるのですけれども、新バリアフリー法というのがあります。いわゆるハートビル法、また交通バリアフリー法から進んできた新バリアフリー法なんですけれども、そういうところもしっかり踏まえまして、この交通体系の目的をしっかりと持っていたきたいと思う次第でございます。

そしてこの本議会で、市長の市政報告の中で、今後は専門的知識や経験を有する委員により構成する分科会を設置するなど、平成二十三年四月一日からのコミュニティバス運行に向けた作業を加速してまいりたいと市政報告がございました。

それで、私の質問をさせていただきます。（二）公共交通計画の進捗よく状況について、再度お尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 二番山口議員の一般質問、（二）公共交通計画の進ちよく状況についてお答えをいたします。

先般、広報誌上で行いましたアンケート調査の集計が完了しております。

調査の集計分析につきましては、五條市地域公共交通会議の作業分科会でも報告をさせていただきましたが、地域からのニーズや貴重な御意見をいただくことができてお感しております。この調査結果や地域の人口分布、年齢層分布、地域ごとの特性から新たな公共交通網の整理に取り組むにあたって優先すべき課題といたしましては、バス路線やデマンドタクシー路線などの公共交通網が未整備である地域のコミュニティバス路線の整備を目標として、現在路線等の検討作業に入っております。

今後は今月末ごろを予定しております「第七回五條市地域公共交通会議」での審議を経て、市としての考えを決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 今アンケートの話が出ましたけれども、私も自分でアンケート調査を実施させていただきました。アンケートというのは、大変難しいものございまして、広報に載せてそれを切り取って投かんするという大変手間のかかるアンケートだったと思うのです。特に市民全般の方にかかって、特に御不便を期しているところの方の意見というのはなかなか聞きにくい、また年配の方がいちいちそれを切って書いて投かんするというのも大変不便な作業だったと思うのですけれども、しっかりと地域のニーズにこたえていただけるような交通網体系を築いていただきたいと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、三番目スクール・ニューデール基本構想についてでございますが、まず最初にこのスクール・ニューデール構想について、若干お話し上げたいと思います。

文部科学省より平成二十一年六月十六日にスクール・ニューデール構想の推進に関するお願いの文書をまず紹介させていただきます。

「学校施設はそこで学ぶ児童・生徒のみならず、住民にとっても最も身近な公共施設の一つです。このため、安全・安心で環境にやさしい学校づくりを進め、耐震化、エコ化、ICT（情報通信技術）化といった課題に取り組んでいくことは児童生徒だけでなく、地域や社会全体にとっても重要なことです。政府においては本年四月に取りまとめられた経済危機対策においてスクール・ニューデール構想を提唱し、二十一世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的な充実を図ることとしました。この構想では学校耐震化の早期推進、学校への太陽光発電の導入を始めとしたエコ改修、ICT環

境の整備等を一体的に推進することとしています。

先般成立した平成二十一年度補正予算においては、国庫補助に必要な予算として約四千九百億円が計上されています。これを受けてすべての地方公共団体において学校耐震化、エコ化、ICT化に取り組んでいただくようお願いいたします。

特に今回の補正予算は地方公共団体の財政事情に配慮し、従来の国庫補助に加え、地域向けの臨時交付金が盛り込まれており、地方公共団体の負担が大幅に軽減されています。スクール・ニューデール構想に折り込まれた耐震化、エコ化、ICT化や中学校武道場の整備、理科教育設備の整備については、いずれも将来の学校施設に必要であり、かつ緊急に取り組むべきものです。更にはスクール・ニューデール構想の推進が地域経済への波及効果をもたらし、地域の活性化に資することが期待されています。各地地方公共団体におかれてはこれらを十分に考慮していただき、特に別紙の事項を中心に迅速かつ積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。」

平成二十一年六月十六日文科科学大臣から、このような通達がまいっております。それで、この構想で、本市におきまして、この取組について教育長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 二番山口議員の一般質問スクール・ニューデール基本構想について、（二）本市の取組についての御質問にお答えいたします。

昨年四月に国においてはスクール・ニューデール構想を提唱し、二十一世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的な充実を図ることとなりました。

この基本構想は児童・生徒のみならず、住民にとっても最も身近な公共施設の一つである学校施設の安全・安心で環境にやさしい学校づくりを進め、耐震化、ICT（情報通信技術）化といった課題に児童・生徒だけでなく地域や社会全体で取り組んでいくことが重要なこととしています。

課題の一つである耐震化の本市の状況については、幼稚園、小・中学校及び賀名生分校は当時の建築基準法に基づき建設され、その後、昭和五十六年の建築基準法の改正により地震に対する建築物の構造強化が図られました。

また、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針が平成十八年一月に策定され、国の耐震化の推進目標が示されました。この方針に合わせ、五條市教育委員会ではすべての耐震化の完了を平成二十五年といたし耐震化年度計画に基づき、昭和五十六年の新耐震基準以前に建築された校舎、屋内運動場などの学校施設の耐震化を進めているところであります。

平成二十二年四月現在におきまして、小・中学校の校舎五十二棟の中、四十七棟が、また屋内運動場十四棟のうち七棟が耐震基準を満たす建物となり、耐震化率は八一・八パーセントとなっております。

本年度末には、五條中学校と野原中学校の校舎四棟の耐震工事が完了するため、五十一棟が耐震化となる予定であり、耐震化率は八七・九パーセントとなる予定です。ちなみに奈良県の耐震化率は六一・三パーセントであり、十二市中一番の耐震化率となっております。

次に学校のICT（情報通信技術）化につきましては、平成十一年度から小・中学校の児童生徒及び教員のパソコン整備を順次進めてまいり、昨年の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等の活用により、整備を終了いたしました。整備内容につきましては、校内情報ネットワークの整備はすべて完了し、パソコンの導入につきましては、小学校では児童二人に一台、中学校では生徒一人に一台となっております。

なお、教員につきましては、一人一台となっております。

また、すべての学校施設の地上アナログテレビから地上デジタル対応テレビに取替えを行い、更には描いた内容を電子的に変換し、英語等の授業で活用している電子黒板を小・中学校に設置いたしました。

次に、理科教育設備につきましては、昨年度の国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、平成二十三年度からの学習指導要領の改訂に伴う理科教育用備品を小・中学校において充実整備いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）このスクール・ニューデール構想には、たくさんの項目がございまして、今教育長がおっしゃっていただきました耐震化の率、大変五條市は進んだ取組をいただいているように受け止めさせていただいております。

そして耐震化も平成二十五年度にはすべて終わってしまうと、ただ一部の建物が計画途中で残ったりするというのもあるかと思えますけれども、しっかりその辺も順次進めていただきたくお願い申し上げます。

そして、平成十七年にパソコンの整備の終了が終わったと言われています。早い取組で恐らくウィンドウズXPですか、XPの消費期限と言いますのかな、使える期限も限られてくるのかと思いますけれども、順次その準備も整えていただかないかと思えます。このスクール・ニューデール構想では教育用コンピュータについては児童・生徒に対しては小学生ですけれども、三人に一台というところもあり、五條市は二人に一台というような取組をいただいているということでございます。

そして、次に電子黒板のお話をされました。この電子黒板、具体的にどの学校に何台あるというのは、把握しておられますか。では、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 質問にお答えいたします。

現在、小学校及び中学校にすべて、一校に一台、整備をさせていただいておるところでございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 学校に一台しかないということですね。

英国では各教室に整備されておるそうでございます。しっかりデジタル化に対応した子供を育てていかななくてはならない。また、その電子黒板を使えば先生も授業が大変やりやすいというような話も聞いておりますので、その向上をどうかよろしくお願い申し上げます。

また、いろんなニューデール構想についても、エコ化であったり、中学校の武道場の整備等、載っておりますので、国の事業にのっとってしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは次の、（二）校庭、園庭の芝生化に向けての取組についてでございますけれども、今スクール・ニューデール、エコ化につながる構想の一環となって芝生化ということもこの事業、スクール・ニューデールの構想の中に入っておりますが、またエコスクールの事業の一環としてもあるということ、こう一言付け加えさせていただきます。

本日の資料といたしまして、奈良県の平成二十一年度の資料でございます。小学校の運動場芝生化推進事業、そして本年度のモデル校の一覧表を配布させていただきます。カラーでしたらグリーンの芝生の様子がよくわかるのですけれども、白黒で大変見にくいかと思っておりますけれども、どうか御了承お願いいたします。

その中には、目的、運動場の芝生化による効果など記載されておりますので、どうか御覧ください。

先月八月末に吉野町の学校芝生化事業を視察してまいりました。昨年、平成二十一年度から始まった事業で芝生の柔らかさ、心地よさを作ることにより体力の向上を図り、心身ともにたくましく生きる子供を育成するためでありました。昨年度で小学校二校、吉野町というのは小学校が二つしかございませぬけれども、この二校すべて芝生化されておりました。芝生の維持管理は教職員、PTA会員、自治会会員等を構成員として芝生サポーターのボランティア組織で芝生を管理する体制をとっております。

児童の意見では、芝がクッションの役割を果すので転倒を恐れずに思いつきり身体を動かして遊ぶことができた。運動会で転んでもけがをしないのでよかった。目にもやさしく温暖化防止にもなっている。夏は涼しく、防じん効果がある、いわゆるグラウンドの砂が舞い上がらない、そしてまた降

雨によるグラウンドの土砂の流出もなくなるということでございます。目にも緑がやさしく、虫や鳥もたくさん集まってくるので環境の保護にも役立つているなど、大変好評であります。

またコスト面の問題を解決する芝生化の手法が注目を集めているのが、通称鳥取方式と呼ばれるもので、材料費が安く特別な土壌改良も必要ないため、低コストで施工が可能、維持管理も簡単で、維持費が安価というポット苗植法でございます。これを採用して芝生化を進める自治体も増えてまいりました。鳥取方式とはNPO法人グリーンスポーツ鳥取が提唱し普及に取り組んでいるものであります。

芝生は成長が早く丈夫なバミューダ芝を使用し、ポットで育てた苗を五〇センチ間隔で一平方メートル当たり四株ほど、ばらに植えて水をやり続けると秋までに一面に繁栄し、芝生化できます。一平米当たりの施工費用はマット上の芝を敷き詰めた従来の方法が五千円から一万円ほどかかるのに対し、鳥取方式だと高くても百円程度で済みます。しかも維持管理の作業は水やり、芝刈り、施肥だけなので専門業者に任せなくても普通の人で行うことが可能でございます。維持管理費も低コストであります。また除草剤や農薬を一切使用しないので、環境上安心と言われております。

本市においても、幼稚園、小学校の運動場芝生化の実現に向け、管理するボランティア組織体制等の条件を整えるところから順次導入を図るべきかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 校庭、園庭の芝生化に向けての取組についてお答えいたします。

小学校等の運動場芝生化につきましては、県内では大和郡山市始め四市二町一村の九公立小学校で実施されていますので、その効果、課題、利用状況や維持管理法を調査し、検討しているところであります。

校庭を芝生にすることについては、芝生の弾力性がスポーツ活動や遊びによるけがの減少など、安全性をもたらすことや、外遊びにより運動量が増え、体力の向上とともにストレスの解消による心のいやし、また強風時の砂じんの飛散防止、夏季におけるヒートアイランド現象による気温上昇の抑制につながり、地球温暖化の防止に寄与することを勘案すれば、教育上の効果や環境保全上の効果は大きいものと考えます。

また一方では、将来にわたり芝生を管理する人的な問題、維持管理経費、また学校の校庭が多目的なグラウンドとして使用しているため、スポーツの種類によっては芝生に適さないものもあること等を踏まえPTA始め地域の協力的体制が不可欠であると考えます。

学校と家庭や地域の方々との連携による地域の教育力の活用により、まずは小学校一校並びに幼稚園一園で前向きに検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) 大変ありがとうございます。

芝生の管理は大変、先生の手を煩わせるわけにはいかないものでございまして、先生の業務が大変多い中、それをお手伝いできるボランティアの方が整ったところから順次行っていただきたいと思います。

子供たちがはだして運動場を走り回る、また小さい園児が園庭でのびのびと走り回る、夢のような感覚だと思うのです。我々が小さいときにはグラウンドというのは土のイメージしか残っておりませんけれども、諸外国ではグリーンが常識の話なんです。この常識の話をしっかりとまた五條で進めていっていただきたいなど、こう思います。

また、子供の体力向上につながるという話がありました。吉野町の話を聞いておりましたら、休憩時間に教室に子供がいなくなると言うんです。ほとんどの子供が外に出て行って短い休憩時間の間にボール遊びをしている。大変体力の向上につながるし、水はけも良くなって、雨が降った後でもすぐに体育の授業ができるという大変いいところばかりなんですけれども、やはりそれにかかる費用、また手間がございまして、しっかりと前向きに取り組んでいただくという、市長の有り難い答弁をいただきましたので、教育委員会の方でもしっかりとこれを受けて前向きに事業に取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

四、高齢者・障害者にやさしいJR五條駅の改築について、バリアフリーは高齢者や障害者が生活する上でバリア、いわゆる障害を取り除き、取り除くということはフリーでございます。だれもが暮らしやすい社会環境をつくる考え方、日本はこの考え方に基づいて公共交通機関や駅などの旅客施設については交通バリアフリー法、デパートやホテルなどの建築物についてはハートビル法によってそれぞれバリアフリー化が進められました。新バリアフリー法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成十八年六月に成立しました。高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため駅などを対象とする交通バリアフリー法と建物を対象とするハートビル法を統合させて拡充させたものでございます。これまでは駅やビルなど、いわば点のバリアフリー化を進めてきましたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように高齢者や障害者がよく利用する地域一体を面的に整備するようになります。

また、交通バリアフリー法もハートビル法も正式名称が高齢者・身体障害者となっていました。新法では身体の二文字がなくなり、これによって身体障害者に限らず精神障害者、知的障害者などを含めたすべての障害者に配慮してバリアフリー化が進められることとなります。新法では本格的な

高齢化社会を迎える中で、強力にバリアフリー化を進めるため、国土交通省が施設ごとの目標などを盛り込んだ基本方針を策定しております。

また、バリアフリー化の対象を拡大し、交通機関に福祉タクシーを追加したほか、高齢者や障害者の利用が多い施設などをつなぐ道路、公園、駐車場を新たに加えました。これらの施設などは新設、改良する際にバリアフリー化が義務付けられます。既存の施設などについても、努力義務が課せられます。こうした法の観点から通告の問いにございます(一)本市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)のとらえ方についての御見解を市長にお伺いいたします。

○議長(川村家廣) 吉野市長。

○市長(吉野晴夫) 御質問の新バリアフリー法関連につきましては、御承知のとおり高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と申しまして、平成十八年十二月に施行されたものでございます。

それ以前のバリアフリー整備は建物のみ、交通機関は交通機関のみといったように分けて考えられてきたため、これらを結ぶ部分が利用者にとって不便な部分があったことから、これらを解消し、面的なバリアフリー化を促進するために法律が一本化され、新バリアフリー法となったものでございます。

本市としても、各種の公共施設の整備にあたりましては、従来から県の住みよい福祉のまちづくり条例等、関連する諸法令に従いすロープや多目的トイレの設置、また施設内段差解消など、新設、改修を併せてバリアフリー整備に努めてきたところでございます。

今後も新バリアフリー法の下、高齢者や障害者、また子育て中の母親なども含め、安心して暮らせるまちにするため、その財源確保を図りながら点から面へのバリアフリー整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(二「二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 二番山口耕司議員。

○二番(山口耕司) 前向きな考え方、大変ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたお子さんを抱えた母親、こういった方もベビーカーで移動できるような施設を目指していただきたいと思います。こう思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

特に五條の公共の建物は古くございます。その古くなったところでも建てるのに大変期間がかかるというところは少しでも改良していただきまして、車いす等出入りができるような建物に取り組んでいただきたいと、お願い申し上げます。

JR五條駅でございますけれども、皆さんも御存じのように、いつ建ったのか調べておったのですけれども、建った時期さえわからない。昭和二十年代に恐らく建て替えたものだと思うのですけれども、皆さんも御存じのように、駅舎の入口は高さ九センチから一四センチの階段が三段ございます。そして、券売機の前には幅三二センチの物置きが設置されておって、物を置くには大変便利でよろしいです。しかしその物置きがあるために車いすから手が届かない、一メートル余りのところにお金を投入する入口がございます。

そして通常使っています改札口、幅が六〇センチのが二つございます。六〇センチの幅では車いすは通れません。また二番線、三番線に行く地下道は約一メートル八〇でございます。この階段の段数が二十四段、また上がるのに二十四段でございます。

インターネットで、JRおでかけネットというのがございます。そこで五條駅を検索してみますと、五條駅が出てきまして、改札外、駅入口から改札口、改札口から乗り場までのバリアフリー情報というのがございます。これはすべてペケでございます。唯一、マルが付いているのは五條市で建てていただいたトイレだけでございます。券売機も含め約七〇センチある車いすを使用できる駅では全くないということでございます。

市内にあと二つのJRの駅がございます。北宇智駅は確かに車いすも上れるようなスロープが設置してあります。しかし、これは無人でございます。無人のところはそういった不自由な方を御案内するわけにはいきません。そして二見駅も無人で、もう入り口からして論外です。とても車いすを押しでも上がりにくい駅でございます。入り口も車いすが通れない幅でございますので、駅員がいないというのは、もう施設にしてくださいというのは論外の話でございます。とりあえず五條駅から取り組んでいただきたいという思いで今回このお話になったわけでございます。

介助の必要な方、どうしても五條駅から電車に乗りたいという人がおりましたら、駅に、いつ幾日に行くさかいにと予告をしておけば王寺駅から担当の方が来て介助してもらえるとということらしいです。現在それを利用された例はないということでございます。五條駅の職員の方に障害のある方が来られた場合、どうしておったのですかと尋ねますと、お客さんにも手伝ってもらって車いすを提げて乗車してもらっているんやというお話を伺いました。そこで、障害者や高齢者にやさしいJR五條駅の改築に向けて本市ができることについて、市長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） JR五條駅につきましては、五條市の玄関口として、また通勤、通学等生活の手段として多くの市民や観光客が利用されています。

そのような状況の中で、JR五條駅周辺整備計画が持ち上がり、駅舎の建築、自由通路の設置、駅南広場の整備、南北連絡道の建設等、広範囲において整備の計画がなされています。この計画については、現在五條市が抱えている重要課題の一つとして位置付けておるわけでございます。

五條駅舎については、二〇〇六年十二月二十日より施行されている高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に、新バリアフリー法で

すね、これに対応されていないのが現状であります。

五條市としましては、JR西日本に対し、要望、協議等を重ねてきましたが、現在の状況の中ではJRサイドでの対策というのは非常に厳しいとの回答を得ているところであります。

そこで、市としましては、高齢者や障害者等が不自由なく利用できるような対策としまして、まずは駅正面階段にスロープなどの設置による段差対策を考えております。

また、駅構内での対策についても、JR西日本と協議を重ねて順次進めて対策に取り組んで行く予定であります。

これらの対策費用につきましては、平成二十三年度予算に計上してまいりたいと思っております。この計画については、JRとも了解を得ているということでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）大変ありがとうございます。

この一般質問を六月の議会でさせていただこうと思ったわけでございますけれども、私の方の調査不足もございまして、今回になったわけでございますけれども、いわゆる都市計画課の方にこのお話を持っていた時点で、スロープのお話が進んだというふうに私は判断しているわけでございますけれども、もっと早くに、市民のために何ができるかというのを市の職員の方はしっかり考えて取り組んでいかなければならない部分だと感じる次第でございます。

大変遅い話でございます。市長、今おっしゃっていただきました二〇〇六年ですよ、新バリアフリー法が出来て。それにやっと取り組むというのが今回でございますので、この辺職員の方はしっかり市民のために何が五條市に不可欠なのか、何が不足しているのかというのをしっかり考えて、仕事をしたいと思っています。

そして、市長の、この二十三年度には正面の入り口をスロープにさせていただくという大変有り難い、うれしい答弁をいただきました。すぐに対応していただきまして、敬意を表したいと思います。大変ありがとうございます。ただ、中の券売機、そしてまた改札口等がございます。この辺はしっかりJRと協議をしていただいて、取り組んでいただきたいと思えます。新バリアフリー法では五千人未満の駅は対象にならない部分がございます。六月末の資料では約三千九百人余り、四千人切れている一日の乗降客でございます。五千人以上であれば新バリアフリー法の適用になりまして、国に三

分の一、そして事業者が三分の一、あと地方ですか、三分の一というふうな取り決めがございますが、その辺に外れる可能性がある。しかしあと高齢化率を掛けてすればこの新バリアフリー法の適用になるという部分もしっかり研究していただきまして、高齢者、また障害者の方が利用しやすい五條駅の窓口をしっかりと改築していただきたいし、そして南北道の計画の折には、五條駅の改築という話も聞いておりますけれども、当面は生活に困っていらっしやる方の施設をしっかりと変えて、取り組んでいただきたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。また市長の前向きな答弁、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣） 以上で二番山口耕司議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため午後三時五十分まで休憩します。

午後三時四十分休憩に入る

午後三時五十三分再開

○議長（川村家廣） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十五番田原清孝議員の質問を許します。十五番田原清孝議員。

〔十五番田原清孝質問席に〕

○十五番（田原清孝） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に補正予算にも出てまいりましたけれども、新金剛トンネルということで予算が五百万ということで出ましたけれども、市長はこれをどのように考えておられますのか、お伺いいたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 十五番田原議員の一般質問にお答えさせていただきます。

新金剛トンネルにつきましては、奈良県の南和地域における都市整備事業発展の重要な道路整備であると長年要望し、私の公約でもありました。

これまで南和地域と大阪府を結ぶ幹線道路としては、国道三〇九号、三一〇号の二ルートしかなく、道路交通のネットワークが極めて弱かったことが南和地域全体の活力を低下させ、過疎化を進行させていた要因の一つであったと思っております。

五條市を含む南和地域の更なる発展は、新金剛トンネルの早期実現が最も重要であると認識し、一市三町八村が参加して新金剛トンネル推進協議会を設立いたしました。

今年の一月には、当時の内閣府特命大臣の亀井大臣に、また二月には国土交通大臣の前原大臣に、同日、国土交通省道路局の金井局長に要望書を出し、新金剛トンネルの必要性と早期実現を訴えました。

そして六月二十三日には、国土交通省大臣官房の松野審議官が本市に視察に来られ、前向きなお話をいただいております。

しかし実現に向けて、すべてを国等に依存するばかりでなく、地元の自治体としての本市の独自の取組を強化しなければなりません。

具体的には、市内の幹線道路からトンネルに接続させるルートの基本構想、またトンネルの魅力や過疎化と地域経済の低迷に苦しむ紀伊半島全体に与える波及効果の大きさを広く発信していくための資料を作成し、この新金剛トンネルの早期実現に対する本市の熱意と意気込みを訴えていきたいと思っております。

このトンネルが実現すれば、南和地域における主要幹線道路にアクセスすることができ、広域の幹線道路として更に強化され、南和地域はもちろん広域的には紀伊半島を縦断して京阪神方面とつながることとなります。そして、企業誘致や雇用の安定、経済活性化等の産業振興、緊急時の医療体制等、過疎化の解消の切り札と考えております。

また南和地域には、世界遺産を始めとする地域独自の文化遺産や自然などを生かした魅力ある観光スポットも多くあり、景観事業としての役割も十分発揮できると考えております。

今後南和地域の中核都市として、活力のある住み良いまちづくりを積極的に推進し、都市基盤整備の基本である道路網の充実に取り組んでいきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） これは、市長の公約かもしれませんけれども、可能なものに、話をしておるだけであつたらいいのですけれども、こうして予算化してきますと、市の税金で市長の構想、そしてまた九九パーセント、一〇〇パーセントと言わないけれど、九九パーセントくらい不可能ということで、

私は市長に何回も話をしておるわけですよ。これをこういう中に入れてくるというのは、ただ、今思い付きの、そしてまた九月の補正予算書が全部できてから追加で出てきているわけだしやろ。こんなん思い付きでやなあ、こういうことは、やっぱりするとするならば、基本的に当初予算から組んでいくとか、そしてこういう予算化をするまでに、委員会で審議するとかがなかったら。そしたら、こういう余計なことも言うことも要らんし、市長も聞くことはないと思うのですけれども、市長の公約は、大きな公約はありますえ。私鉄乗り入れて、これも一〇〇パーセント不可能です。そしたら新金剛トンネルもこれも九九パーセント不可能やて。可能なのは市長の給料を半分にします。退職金は要りません。これだけははつきりできますけれども、あとのことはそんなんできることないでつせ。

このことについて、これは新しい議員さんもおりますから、ちよつと言うておきますけれども、この金剛トンネルをということは、これは二十年前から、二十二、三年前からもう三市推進協議会で、五條と河内長野とそして橋本とが金剛・岩湧・葛城山を通じて何か開発する場合に協力し合おうということ、三市推進協議会であるんですね。そこで五條としては、一つの一番大きな目的として、とにかく金剛山に新しいトンネルを抜いてくれというのが、一番最初からです。そして橋本は河内長野に向いてのバイパスを付けてくれと、そして河内長野は七つ辻、河内長野に七つの辻があつてもすごく混雑してかなわない。そこを一日も早くしてくれというのを、そして観心寺の横に寺元交差点があるのですが、この寺元交差点のあそこが富田林に行く方と、河内長野に行く方が全く狭かったです。それをしてくれということで、これを五條で、議員三人と市長、助役、そして部長らと、そして橋本市もそうだし、河内長野市も、それで東京に向いて毎年陳情に行つたわけです。それに行くまでには、各府県の知事のところに陳情に行つて陳情を、また東京に行つて、東京で大阪府の国会議員の事務所に行つて行く、また和歌山県の国会議員、奈良県の国会議員に行つた。そうしたときに、持つて行くだけで四人も五人もが、十四、五人が行くのだから、こんな交通費も大変やし、こんなことをするのだったら郵便で送つたらどうでと、こういう話も出て、そしてそれではあかんからということ、陳情するのであれば、建設省とそして各府県の国会議員あるいは国会議員がおらなかつたら秘書でも、どっかに来てもらおうということ、服部先生にお願いをして、そして参議院会館で陳情をずつとしておつたのですね。そうしたときに、確か松田という次官だつたと思うのですけれども、その方が建設省から来て受けてくれて、そして次の年かその次の年に、えらいことですよ、水越峠が出てきたでと、水越峠が出てきて、そしたら金剛トンネルと水越峠のトンネルと、そして紀見峠の橋本から河内長野へのバイパスと、こうしたときに、もし水越峠に決まったら五條の金剛トンネルはないですよ、ですからもう私の力はありません。どうぞ先方の方に任せなければしやないと言つたときに、連絡いただいて、そして東京に行つたら、水越峠に決まりましたと、今後一切金剛山のトンネルをということに対しては陳情を受けませんということ、これをはつきりと言われました。これを市長にも言うてある。そやから、なんぼ言うてみてもあかん

と。そして私鉄乗り入れもこうこうでと、南海のクボいう専務と、そして近鉄の安藤シロウさんという専務と、ここにもわしらが当たって、これはあかんといいことで決まっているのやから、もう言うたらあかんどいいことを言うていますんやけど、今まで事あるごとにそんな話をしてるけれども、話だけだったらいいで。こんな予算付けして、こんなもの通るのか通らないのか知りませんけれども、そうして陳情は受け付けませんということで、そして五條は金剛山から水越峠まで十分あったら行けますと、そして金剛山の入口から橋本の入口までは十分あったら行けますと、ですからこういうことはもう一切受け付けませんと。こういうことを約二十年近く前に言われているんですね。そして、今のこんなやかましい時代になって、今から陳情していけるということは、わしは九九パーセント、これは五條かこの近くの方だけが内閣総理大臣か建設大臣になったら別ですけれども、そうではない限りこれはなんぼ陳情しても、そして亀井先生になんぼ陳情しても、こんなどつかの県の先生に言うてみても意味ないんちがいますか。五條には田野瀬先生がおるんやし、そして四区には大西さんもおるんやし、前田先生もおるんや。そこに陳情したのなら、まだ話はわかるけれども、こんな亀井先生に陳情してと、これはピント外れもいいところですね。

そして市長には答弁は要りませんけれども、まして亀井先生に二億円交付税もらったって、そういうぼけたことをね。一般交付税で亀井先生であるうと、菅首相であろうと、五條へ向いてやろうと言われへんで、そんなことができることはないですよ。特別交付税は別やけれども、こんな一般交付税って、市民会館で五百人も六百人もおる前言うたつて言うさかい、何を言うてよと、こういういい加減なことを言うて、知らん人はほんまにそうかいなと思いまっせ。そやから市長、こんなん私、答弁は要りません。要りませんけれども、こういう予算化するようなことはね、もうちよつとよく検討して、思い付きでするのじゃなしに、ちゃんと委員会があるのだから委員会にも諮って、相談をしてやるべきだと、これは副市長もこのことについてはよく知っていますや。だからもうちよつとこんなん真剣に取り組まなければあきまへんで。

そして、次に移ります。

二見保育所の、今朝から堀川議員が質問してありましたけれども、結論的に話の中ではあかんということですね。これいろいろと今まで市長言うてきていますんや。人数が足らんとか言っていますんやけど、今ここに出してきておりますのが、去年の一年間で生まれた子供さんが二見だけで二十八人おりますんや。そして一歳児、去年、一昨年に生まれた方が二十二二人、その前が二十人、普通やったら二見保育所が休所しなければ、全員来てくれます。そして七人になりますね。そして新町、釜窪で生まれた子供が六人ほどおるんですね。そやからこれだけ大勢の子供さんが生まれておるにもかかわらず、子供が少ないさかいという、こんなものもう閉鎖しますと言うから、ひよつとして閉鎖されたらかなわないということで、ほかに向いて、もし途中で、一年でもいて閉鎖されたら友達がなくなるさかいということで、ほかに向いて変わったから少なくともなかつたんでっせ。これは市

の責任でつせ。そやけど今から十月に募集するのですから、十月に二見保育所は開園しますということですね、募集してくれたら恐らく三十人近い人は、わしは来てくれるだろうと。

そして先ほどの部長の話の中で、道が狭いとか、駐車場がない、こんなもの今更始まったこと違いますやんか。それこそ、あそこがオープンしたときからわかっています。そして、私が一般質問で何回かしているけれども、するたびに、今度変わるときにはもっといいところへ行きますという話しているけれども…。

そんなん老朽化しているとかいうのは、こんなんソロバンではじいたら小学校の子供でもわかりまっせ。要はする気があるかないかというだけ、これは、わしは聞かせてもらったけれども、する気がないとらせてもらっているんですけれども、どうですか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 二見保育所につきましては、平成二十一年十月現在、定員九十名に対して入所児童二十三人、充足率は二五・五パーセントであり、平成二十二年三月に十一人が卒園し、新規入所児童を見込んでも平成二十二年度の入所児童は十六人程度となる予定でありました。

このような状況から、適正な集団の形成と児童に望ましい保育環境を整えることが難しいため、また市の財政健全化を推進するため、平成二十二年四月から当分の間、休所することとさせていただきます、現在は休所中でありま。

二見地区のゼロ歳から五歳までの児童数につきましては、平成二十一年九月三十日現在が百二人、平成二十二年三月三十一日現在が百七人と若干増加しておりますが、五條市全体では一千二百五十九人が一千二百三十四人と、二十五人減少しており、少子化が進行している現状であります。

また保育所入所児童数につきましては、平成二十一年四月には公立保育所五百二人、民間保育所二百三十五人、合計七百三十七人でありましたが、本年四月には公立保育所四百六十七人、民間保育所二百三十三人、合計七百人と合計で三十七人減少し、公立保育所では三十五人の減少であります。

つきましては、このような状況から、二見保育所は入所希望児童の大幅な増加が見込めないため、園舎の老朽化が進んでいること、進入路が狭いなこと、また児童送迎時の駐車場がないこと等から、現地で再開所は非常に難しいと考えております。

今後は、五條市の次代を担う子供たちの健全な育成環境を整備し、適正な集団の形成並びに児童に望ましい保育環境を確保するため、保育所の統廃合、また幼保一元化等を推進するにあたり、将来的には二見地区及び他地区も含めた五條西地域において、新たな保育所の設置も検討する必要があると考えております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）入所者が望めないというけれども、一遍募集してみたらどうですか。募集もせんと現時点で、今でも今度の五十四人が二見保育所に、もし来年二十三年の四月一日からオープンしようと思つて、もし募集したら対象者が五十四人おりますね。それをしもせんと、やっぱりあの近くに、川端に一番大勢おりますんやで。歩いて行けるところに七人も八人もおります。去年だけで生まれた方が。そやからあそこの近くだけで二十人近くおりますんやで。

これは、もうする気のない人になんぼ言うてみても仕方ないけれども、一般質問された堀川議員も、これはよく聞いておいてもらつて、こういう実態を、二見の人がいかにほつておかれているかということ、これは認識を全議員がしてもらわないことには、市の職員もそうやし、これは市長権限があるんだからやむを得ないけれども、なんぼ言うてもする気のない人にはしやないけれども、やっぱり今年の正月の奈良新聞社の記事を見ていたら、「子や孫のために、あの笑顔が」というて、写真が載っていましたやん、今年の念頭つて言つて。あの写真持ってきたらよかつたなあ。大事にとつてますんえ。何が子や孫のために、子や孫が笑うために、保育所が閉鎖されて笑う子供がおることないでしやる。それは市の職員の皆さんも、こんなことで突つ張つてみて、そりや保険屋さんやつたら自分ところの会社だけやさかい、何しようといいやるけれども、これは違うで。五條市民の皆さんの一番願うことをやつていくという。そのためには金を使つてみてもやむを得ないけれども、こんな自分の構想の中で、自分が選挙に出るとき、金のトンネル抜きますと云うた公約を守るためにというても、こんなもの、一〇〇パーセントと言わんにしても、九九パーセント開くことない。建設省では受けませんということ、これでしているのだからね。こういうことを。

そして保育所をこうしてね、狭いさかい、古いさかいに言つてね。（議場に声あり）私は何一つ反対していませんで、何を反対したんで、今言うたの……、もうこんなあほらしい、やめときますわ。

終わります。

○議長（川村家廣）以上で、十五番田原清孝議員の質問を終わります。

次に、十番山田澄雄議員の質問を許します。十番山田澄雄議員。

〔十番山田澄雄質問席に〕

○十番（山田澄雄）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

その内容としては、通告のとおり、市長の政治姿勢についてと、そして市政に対する考え方と今後のまちづくりについてであります。

まず、市長におかれましては、平成十九年四月に五條市長に就任以来、子や孫が喜びあふれるまち、誇りの持てるまちの創造に向けまして、今日まで市政の発展と市民生活の向上に、日夜精力的に努められておられますことに対しまして敬意を表したいと思います。

そこで、市長就任後、初めて招集された平成十九年六月の定例会におかれまして、吉野市長は市政推進の基本政策として、一、財政危機からの脱却、二、財源の有効活用、三、愛と信頼のある福祉の充実、四、議会・市民・行政一体の協働市政の四項目を柱として、限られた財源を無駄なく活用して諸施策を計画的に実施し、市民の皆さんの貴重な声を大切にして市政の運営を図ってまいりたいと、力強く施政の方針を表明されたところであります。

そうした中、市長就任後の実績を見ましたとき、五條市の最重要課題であります、行財政改革につきましては、五條市新行政改革大綱に基づき、具体的な取組であります五條市集中改革プランを策定し、平成二十三年度までの五箇年を計画期間として、その実現に向けて着実に推進され、その成果を上げられてこられましたことは、皆さん周知の事実とするところであります。

また同時に、入札改革にも鋭意取り組まれ、談合の全くない真に公明正大な発注体制を構築されました。そして、財政改革の柱であります人件費削減に取り組まれた結果、合併時と比べ百人を超える人員削減を実現し、昨年度だけでも約七億五千万円の人件費の削減ができました。ただ、この人員削減につきましては、吉野市長が常々申されておりますように、早期退職に応じてくれた職員の皆さんの理解と協力的な協力には果たし得ず、改革の厳しさゆえの仕業として吉野市長の心情を御推察申し上げる次第であります。

また膨大に膨れ上がった市の借金の削減にも着手され、その結果、昨年度時点で六十億円近くの借入金削減を実現されました。これら行財政改革の推進により、平成二十一年度一般会計決算では、初めて基金を取り崩さず、六億四千七百万円の黒字を達成され、加えて、今までは減る一方でありました基金につきましてもプラスに転じ、昨年度は約三億円の積立が行われ、本年度も約六億五千万円の積立を見込んでいますと聞き及んでおります。そして市の財政構造の硬直度を示す経常収支比率については、百ポイントを超えていたものが二十一年度では九二・五ポイントに好転し、県下十二市のうち三番目に良好な数値となるようです。

このように、今まで減り続けてきた基金が、改革の成果でプラスに転じ、増やすことができたこと、また先ほど述べましたように、市の借金が減ったことを併せて、いわばダブルの行財政改革の成果が現れてきたと言えるのではないのでしょうか。一方、これら行財政改革と財政再建が至上命題という厳しい現状にもかかわらず、教育行政においては子供たちの教育と、安全・安心を守るため、積極的に学校施設の耐震化を推進し、今年度事業で、小・中学校の校舎棟の耐震化工事はすべて完了することとなり、県下十二市ではトップの進捗率となっております。

また、今まで夢と思われていた新金剛トンネル構想も、昨年度から国の調査費予算が付き、いよいよ実現に向けての第一歩を踏み出したということ

も過言でないと思います。まさしく過疎解消の切り札として、大いに期待されるものでございます。これらの取組と実績につきましては、長年、経営者として培われてこられた経験を生かしながら、市政に対し真しに取り組んでこられた御努力と改革への情熱のたまものであり、改めて敬意を表するところであります。

しかし理念とするところであります住民福祉の向上につきましては、この行政課題は、いまだ山積しているところでありまして、平成二十年度に策定された第五次五條市総合計画のまちづくり構想のまだまだ道半ばであります。このような中、吉野市長の市政に対する考え方、また来年四月には四年の任期を向かえられます吉野市長の今後についても、お考えをお伺いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 十番山田議員の御質問にお答え申し上げます。

私は、平成十九年四月、市民の皆様の御信任を得て、市政の舵取りを任されてから、早くも三年余りの年月が経過いたしました。

この間、市民の皆様を始め議員各位の御理解、御協力を賜りながら市政の発展と市民生活の向上に精力的に取り組んでまいりましたが、私の任期も残すところ、あと半年余りとなりました。

私は市長就任時から一番の公約であり、市政の最重要課題であります行財政改革と財政再建に大胆かつ迅速に取り組む、五條市集中改革プランを策定し、その実現に向けて鋭意努力を重ねてまいりました。

ただいま議員からは、私のこれまでの実績につき、身に余るお言葉をちようだいし、大変恐縮しておりますが、おかげをもちまして、その成果は一歩ずつでございますが、着実に現れているように思われます。

しかし、まだまだ気を緩めることなく、改革が後戻りしないよう、更なる市の経営健全化を目指し、行財政改革と財政再建に取り組んでまいる所存でございます。

そして、働く場所を確保するための企業誘致、老朽化したし尿処理施設の建て替え、ごみ処理施設の移転問題、また過疎、少子化対策など、まだまだ残された課題は多く、特に五條市のみならず過疎化と地域経済の低迷に苦しむ紀伊半島全体に波及効果が及ぶ新金剛トンネル構想はまだその途にいたばかりであります。

私の目指す、地域の活力を支える産業と人材が育つまちづくり、みんなが安心して暮らせるまちづくり、南和地域の人・文化・情報の交流拠点とな

るまちづくり、豊かな自然・誇りある歴史と共生する快適なまちづくり、すべての人が社会参加するまちづくりを基本姿勢に、市民の皆様が「住んで良かった」と言っていただけの五條市を築き上げるためには、まだまだ時間が必要でございます。

したがいまして、私は次期市長選挙に出馬を決意したところでございます。もし、再び信任が得られますならば、引き続きふるさと五條市の限らない発展と、子や孫が喜びあふれるまち、誇りの持てるまちの創造に、この一身をささげたいと考えております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十番山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄） ありがとうございます。

ただいま答弁で新たなまちづくりに懸ける市長の思いと意欲がよくわかりました。

とにかく市長の職務は激務でありますので、健康には十分留意されまして、四年前の情熱を思い起こしていただき、市の職員ともども市政の発展に今後ともまい進していただきたいと心から念じまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 以上で十番山田澄雄議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日十日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時二十八分延会